

群馬県人権教育充実指針

群馬県教育委員会

平成28年3月

群馬県人権教育の基本方針

我が国においては、日本国憲法及び教育基本法に則り、基本的人権尊重の精神を基盤とした教育が行われている。

しかし、女性、子ども、高齢者、障害者、同和関係者、外国人、H I V感染者等に対する差別や偏見が今なお存在し、国際化、情報化、高齢化、少子化等の社会の急激な変化に伴い、人権に関する新たな課題も生じてきている。これらの人権問題を解決するため、学校教育及び社会教育においては、法の下における平等の原則に基づき、真の人権が確立された社会を実現することが求められている。

人権教育は、人権を相互に尊重し合う人権の共存の考え方を理念とし、基本的人権尊重の精神が正しく身に付き、人権という普遍的文化を構築するための教育活動であり、日常的・体験的な活動を通して積極的に推進するものである。

以上の観点に立って、次の方針に基づき人権教育を推進する。

- 1 人権の意義や重要性及び人権問題についての正しい理解と認識を深めるとともに、人権を尊重する社会を築こうとする意欲と態度を育成する。
- 2 学校教育においては、子どもの発達段階に即し、各教科等の特質に応じ、全教育活動を通じて、生命や人格を尊重し、他人を思いやるなどの豊かな人間性を育成する。
- 3 社会教育においては、多様な学習機会を通して、学習意欲を高め、人権問題を直感的にとらえる感性や、日常生活において態度や行動に現れるような豊かな人権感覚を育成する。
- 4 家庭教育においては、保護者に対する学習機会等を通して、幼児期から豊かな情操や思いやり、社会的ルールへの尊重、善悪の判断等子どもの健全な人間形成ができるよう支援する。
- 5 指導者の養成においては、人権問題に関する理解と認識を深め、人権教育に必要な技能と資質の向上に努める。

この方針を実施するに当たっては、生涯学習の視点に立ち、県・市町村が連携し、地域の実態に即して積極的に推進されるよう努めるとともに、公教育としての主体性を守り、関係諸機関、諸団体との連携を密にし、その総合的な推進に努める。

平成14年1月16日

群馬県教育委員会

はじめに

県教育委員会では、平成14年1月に「群馬県人権教育の基本方針」を決定し、学校教育、社会教育等の5つの方針に基づき、平成18年度までの「群馬県人権教育推進計画（学校教育・社会教育）」を策定し、市町村教育委員会をはじめとして、関係機関との連携のもとに、人権教育を総合的かつ計画的に推進してきました。

そして、平成19年に、これまでの取組の成果と課題を踏まえ、学校、社会教育関係団体及び市町村教育委員会の取組を支援するために、人権教育をどのように具体的に進めたらよいかという視点で、学校教育及び社会教育・家庭教育における取組の方向性を示した「群馬県人権教育充実指針」を策定しました。

策定に当たっては、学識経験者、人権関係団体の代表、学校教育及び社会教育の関係者等で組織される「群馬県人権教育推進協議会」において御協議をいただきながら進めてきました。また、広く県民の皆様から御意見を伺いました。

この10年間で、デートDV、児童虐待、インターネットによる誹謗や中傷、北朝鮮による拉致問題、性同一性障害者への差別などが新聞紙面をにぎわせ、以前より人権に対する社会の関心が高まり、早急の対応が必要となった人権問題もあります。今まで以上に様々な人権問題について正しく理解し、人権感覚の高揚を図ることが必要であると考えます。

そこで、今回の作成にあたっては、今日的な人権問題に対応できるように、それらの問題解決に向けた取組について改訂を行いました。

今後も、人権が尊重される社会の実現に向けて、学校教育及び社会教育の場で本指針を活用いただき、本県の人権教育のさらなる充実が図られることを期待しています。

平成28年3月

群馬県教育委員会

目 次

はじめに

群馬県人権教育充実指針の策定について 1

- 1 策定の趣旨 1
- 2 本充実指針の性格 2

第Ⅰ章 人権教育をめぐる状況 3

- 1 国連及び国の動向 3
 - (1) 国連の取組
 - (2) 国の取組
- 2 群馬県の取組 5

第Ⅱ章 人権教育の基本的な在り方 6

- 1 人権教育について 6
 - (1) 人権について
 - (2) 人権尊重の理念について
 - (3) 人権教育について
- 2 学校教育における目標 7
 - (1) 学校教育における人権教育の目標
 - (2) 校種別の目標
- 3 社会教育・家庭教育における目標 8
 - (1) 社会教育における人権教育の目標
 - (2) 家庭教育における人権教育の目標

第Ⅲ章 人権教育の充実に向けて 9

- 1 学校教育における取組の指針 9
 - (1) 組織・計画に関する事 10
 - (2) 児童生徒の指導・支援に関する事 12
 - (3) 教職員の研修に関する事 14
 - (4) 保護者の啓発、地域及び関係機関等との連携に関する事 16
- 2 社会教育・家庭教育における取組の指針 17
 - (1) 組織・計画等に関する事 18
 - (2) 学習機会・学習内容に関する事 20
 - (3) 指導者養成に関する事 22
 - (4) 啓発・連携に関する事 23

3	重要課題に対する取組の指針	25
(1)	女性	25
(2)	子どもたち	26
(3)	高齢者	27
(4)	障害のある人たち	28
(5)	同和問題	29
(6)	外国籍の人たち	30
(7)	H I V感染者等の人たち	31
(8)	ハンセン病元患者の人たち	31
(9)	犯罪被害者等	32
(10)	インターネット等による人権侵害	32
(11)	その他の人権問題	33

＜資料編＞

I	計画等の事例	34
1	学校教育	34
(1)	人権教育全体計画・年間指導計画の参考例	34
(2)	研修計画（研修プログラム）の参考例	36
(3)	人権教育の構造的指導について	37
(4)	人権教育に視点を当てた学習指導案	38
(5)	人権集中学習の参考例	42
(6)	教職員の人権感覚について	43
2	社会教育・家庭教育	44
(1)	指導者養成の参考例	44
(2)	啓発活動の参考例	45
II	関連資料	46
1	世界人権宣言（仮訳文）（1948年12月10日国連総会採択）	46
2	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）	47
3	群馬県同和教育の基本方針	48
4	いじめ防止対策推進法	50

群馬県人権教育充実指針の策定について

1 策定の趣旨

県教育委員会では、人権を相互に尊重し合う人権の共存の考え方を理念とし、人権という普遍的文化を構築するため、平成14年1月に「群馬県人権教育の基本方針」を決定し、本方針に基づく具体的な推進方策を、群馬県人権教育推進協議会において協議を行い、平成18年度までの「群馬県人権教育推進計画(学校教育・社会教育)」を策定しました。以来、計画・構築期(平成14年度～15年度)、確立・充実期(平成16年度～18年度)の推進期間を通じて、人権に関する諸施策を総合的かつ計画的に推進してきました。そして、平成18年度に「人権教育推進状況調査^{*1}」等によりそれまでの取組の検証を行った結果、次のような成果と課題が明らかになりました。

〔成果〕

◎学校教育

- ・ 各学校で、人権教育主任(担当者)を設置し、人権教育に関する諸計画を作成するなど、人権教育に組織的、計画的に取り組まれている。
- ・ 人権に関する重要課題については、発達段階に応じて児童生徒に対し、授業等で指導が行われている。

◎社会教育・家庭教育

- ・ 各市町村において、人権教育を推進するための基本方針、推進組織、人権教育に関する学習機会の提供及び啓発活動について、整備・推進されている。
- ・ 人権に関する重要課題について、各市町村で地域の実情に合わせた取組が行われている。

〔課題〕

◎学校教育

- ・ 人権教育に視点を当てた授業実践や人権感覚育成のための指導が必ずしも十分でないなど、児童生徒に対する指導内容・指導方法等に課題がある。
- ・ 人権教育に関する校内研修が計画的に実施されていないなど、教職員の校内研修の取組に課題がある。

◎社会教育・家庭教育

- ・ 学習内容が人権問題の知識についての理解に偏りがちであったり、人権感覚の育成に関する学習方法が少なかったりするなど、学習内容・学習方法等

^{*1} 学校及び市町村教育委員会を対象にした人権教育の推進状況についての調査(毎年実施)

に課題がある。

- ・ 各市町村で指導者の養成及び資質の向上に関する研修が継続的に実施されていないことや、研修により養成した指導者の活躍の場が必ずしも十分でないなど、指導者養成の取組について課題がある。
- ・ 昨今の社会状況から、家庭における人権感覚や人権意識をさらに高めるための家庭教育への支援が必要である。

このように、「群馬県人権教育推進計画」に基づく取組の結果として、組織、計画面などは整備されてきましたが、指導（学習）内容、指導（学習）方法、職員研修、指導者養成などの具体的な取組について必ずしも十分でない面があることが明らかになりました。

そこで、学校、社会教育関係団体及び市町村教育委員会が、「群馬県人権教育の基本方針」に基づき、人権教育をどのように具体的に取組んだらよいかという視点で、取組の方向性を示し、本県の人権教育の一層の改善、充実に資することを目的に「群馬県人権教育充実指針」を策定することにしました。

さらに、平成22年度には「群馬県人権教育推進協議会」を組織し、それまでの取組状況を振り返って、今後、一層重視したい取組や新たな指導内容など、指針を補強すべき内容について協議し、その内容を今回の指針に盛り込みました。

2 本充実指針の性格

- ・ 策定の趣旨を踏まえ、学校、社会教育関係団体及び市町村教育委員会における人権教育の取組の方向性を指針として示しました。
- ・ この指針をもとに具体的な取組に向けて参考となるよう、解説や取組のポイントをあわせて掲載し、各種研修時の手引書として活用できるよう配慮しました。
- ・ 群馬県作成の「人権教育・啓発の推進に関する群馬県基本計画」（平成17年3月）と整合性を図り、重要課題を11項目としました。
- ・ 資料編では、各種計画等のモデル（事例）や関連資料を掲載しました。

※ 本指針では、学校には幼稚園、児童生徒には幼児を含めています。また、社会教育関係団体とは、「法人であるか否かを問わず、公の支配に属しない団体で、社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするもの」です。

第I章 人権教育をめぐる状況

人権保障への取組は、これまで国際的に様々な形でなされてきたにもかかわらず、世界各地では人種差別や地域紛争に伴う顕著な人権侵害、難民の発生など、依然として人権に関する深刻な問題があります。日本においても、女性、子どもたち、高齢者、障害のある人たち、同和問題、外国籍の人たち、H I V感染者等の人たち、ハンセン病元患者の人たち、犯罪被害者等、また、インターネット等による人権侵害など人権に関する様々な問題が存在しています。

1 国連及び国の動向

(1) 国連の取組

1948年（昭和23年）に、国際連合（以下「国連」という。）において「世界人権宣言」が採択されました。その前文の中では、「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎である…」と述べられています。

また、その第1条では、「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」と宣言しています。これ以降、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約）」、「市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）」（両者合わせて「国際人権規約」という。）や「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する条約（人種差別撤廃条約）」など多くの人権に関する条約が採択されるとともに、「国際婦人年」、「国際児童年」、「国際障害者年」、「国際高齢者年」など重要なテーマごとに国際年が定められ、人権が尊重される世界の実現をめざした取組が進められてきました。

このような国連の人権に対する取組は次第に強化され、1994年（平成6年）に開催された国連総会において、1995年（平成7年）から2004年（平成16年）までの10年間を「人権教育のための国連10年」とする決議とその行動計画が採択されました。

さらに、2004年（平成16年）に開催された国連総会において、2005年（平成17年）から「人権教育のための世界計画第1フェーズ」に取り組むことが決議されました。この計画は、初等中等教育をテーマとしたもので、2010年（平成22年）からは、主に高校教育をテーマとした「人権教育のための世界計画第2フェーズ」が、2015年（平成27年）からは、

以前の2つのフェーズの実施を強化し、メディア専門家とジャーナリストへの人権研修をテーマとした「人権教育のための世界計画第3フェーズ」に取り組んでいます。

このように、人権教育は国際社会が協力して取り組むべき基本的課題となっています。

(2) 国の取組

我が国は国際社会の一員として、「国際人権規約」をはじめ、「女子差別撤廃条約」、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」など人権に関する多くの条約を締結してきました。「人権教育のための国連10年」の決議を受け、平成7年には内閣総理大臣を本部長とする「人権教育のための国連10年推進本部」が設置され、平成9年には「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」が策定されました。

平成12年には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、人権教育・啓発の理念や、国、地方公共団体及び国民の責務が明らかになりました。この法律に基づき、平成14年には、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進するため、「人権教育・啓発に関する基本計画」が閣議決定されました。

この計画には、重要課題である「女性」「子ども」「高齢者」「障害者」「同和問題」「アイヌの人々」「外国人」「HIV感染者やハンセン病患者等」をめぐる様々な人権問題における取組が記されていますが、平成23年には、さらに「北朝鮮当局による拉致問題等」が加わりました。

学校教育に関しては、文部科学省において、平成15年に「人権教育の指導方法等に関する調査研究会議」が設置され、人権についての理解を深めるとともに、人権感覚を十分に身に付けることをめざして人権教育の指導方法等の在り方を中心に検討を行いました。そして、平成16年には、「人権教育の指導方法等の在り方について〔第一次とりまとめ〕」を公表し、人権教育とは何かということを知りやすく示すとともに、学校教育における指導の改善・充実に向けた視点を示しました。

また、平成18年には、指導方法等の工夫・改善のための理論的指針を示した〔第二次とりまとめ〕を公表し、平成20年には、〔第二次とりまとめ〕が示した理論の理解を深めるため、具体的な実践例等の資料を収集・掲載した、〔第三次のとりまとめ〕（「指導等の在り方編」と「実践編」の二編）を公表しました。

2 群馬県の取組

県教育委員会では、平成14年1月に「群馬県人権教育の基本方針」を決定しました。この基本方針のもと、平成16年1月に「群馬県人権教育推進計画(学校教育・社会教育)」を策定し、人権一般の普遍的な視点からの取組、各人権課題に対する取組及び推進体制等について、総合的かつ計画的な推進を行ってきました。

そして、平成19年3月に、学校教育及び社会教育・家庭教育における取組の方向性を示した「群馬県人権教育充実指針」を策定するとともに、平成22年には「人権教育の取組の充実について(通知)」を発出し、学校及び関係機関等における具体的な取組について示しました。

平成24年3月には、人権重要課題11項目に対して、小学校及び中学校、高等学校における学習指導要領との関連を示した「人権教育推進資料」を作成し、授業で取り組むべき内容を明らかにしました。

また、群馬県においては、平成12年に「人権教育のための国連10年群馬県行動計画」を策定し、人権を習慣・文化として日常生活に定着させ、すべての県民が一人一人の人権を尊重した考え・行動をとることができる社会の実現をめざし、各種人権教育・啓発事業を積極的に推進してきました。

さらに、平成17年3月には、その成果と課題を踏まえ、「人権教育・啓発の推進に関する群馬県基本計画」を策定しました。

この基本計画には、重要課題として盛り込んだ11項目の各人権課題における現状と課題、今後の取組が示されています。また、人権を単に知識として学ぶだけでなく、日常生活において態度や行動に表れるよう、家庭や地域社会、学校、企業・団体等における人権教育・啓発の現状と課題、今後の取組なども示されています。

基本計画の進捗状況等については、毎年、人権問題にかかわる有識者や学識経験者を委員とした「群馬県人権教育・啓発推進懇談会」を開催し、この懇談会を通じた意見の把握と情報公開に努め、県民の意見を反映した人権教育の推進に努めています。

第Ⅱ章 人権教育の基本的な在り方

本章は、「人権教育」のとらえ方と学校教育及び社会教育・家庭教育における目標など、人権教育の基本的な在り方を示します。

1 人権教育について

(1) 人権について

人権について、様々なとらえ方がなされていますが、「人権教育・啓発に関する基本計画」は、「人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利」と示しています。

人権を侵害することは、相手が誰であれ、決して許されることではありません。人権が侵害されたことにより、深刻な事態に陥ってしまうこともあります。すべての人は、他の人々の尊厳や価値を尊重し、それを侵害してはならないという義務と責任を負います。特に、生命の大切さについては、幼いうちから繰り返し指導していくことが重要です。

(2) 人権尊重の理念について

人権尊重の理念について、「人権教育・啓発に関する基本計画」は、「自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合うこと、すなわち、人権共存の考え方として理解すべきである」と示しています。

「群馬県人権教育の基本方針」では、この理念に基づいて、人権教育を日常的・体験的な活動を通して積極的に推進することとしています。

(3) 人権教育について

人権教育は、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」（「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第2条）を意味し、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう（中略）行わなければならない」（同第3条）とされています。

本県では、「群馬県人権教育の基本方針」において、人権教育を「基本的人権尊重の精神が正しく身に付き、人権という普遍的文化を構築するための教育活動」であるとしています。

2 学校教育における目標

(1) 学校教育における人権教育の目標

これまでも各学校等において人権教育は推進されていますが、「知的理解にとどまり、人権感覚が十分に身に付いていなかった」との指摘もあり、調査研究会議のとりまとめ^{*1}では、学校教育における人権教育の目標を、

児童生徒が、その発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解するとともに、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるようになり、それが、様々な場面等で具体的な態度や行動に現れるようにすること

と、示しています。

人権教育を進めるに当たっては、単に知的理解を深めるだけではなく、自分の大切さや他の人の大切さに気付かせる指導とともに他の人への思いやりや生命を尊重することなどを指導することが重要です。

(2) 校種別の目標

人権教育の目標を発達段階を踏まえ、校種別に示すと次のようになります。

幼稚園等	遊びの中で身近な人々や自然とのかかわりを通して、生命の大切さや友だちとの違いやよさに気付くとともに、自分を大切にし、他の人のことを思いやれるような態度を身に付ける。
小学校	人権の大切さについて理解するとともに、生命の尊さや、自分の大切さや他の人の大切さに気づき、よりよい人間関係を築こうとする能力や態度を身に付ける。
中学校 (中等教育学校前期課程)	人権に関する基礎的内容や生命を尊重することについて理解を深めるとともに、自分の大切さや他の人の大切さを認め合いながら、身近な人権問題を解決しようとする能力や態度を身に付ける。
高等学校 (中等教育学校後期課程)	人権の概念や様々な人権課題について理解を深め、生命に対する畏敬の念を養うとともに、他者と共生を図りながら、人権尊重社会を実現しようとする能力や態度を身に付ける。
特別支援学校	障害の状態や発達段階に応じ、身体や生命を大切にし、自他のよさを認めるとともに、互いに協力し合って共に生きる社会を実現しようとする態度を身に付ける。

^{*1} 平成15年に文部科学省に設置された人権教育の指導方法等に関する調査研究会議

3 社会教育・家庭教育における目標

(1) 社会教育における人権教育の目標

「人権教育・啓発に関する基本計画」では、社会教育における人権教育は、生涯学習の視点に立ち、幼児から高齢者に至るそれぞれのライフサイクルに応じた様々な学習機会を通して、人権尊重の意識を高めることとしています。そして、人権教育を推進するに当たり、人権問題を知識として学ぶだけでなく、日常生活において態度や行動に現れるような人権感覚を育成することが求められるとしています。

人権教育の推進では、他部局、社会教育関係団体、ボランティア団体、NPO法人、企業等の果たす役割が大きく、それぞれの分野及び立場において必要に応じて有機的に連携を保つことが重要です。

このことを踏まえて、社会教育における人権教育の目標を次のとおりとします。

他部局、社会教育関係団体、ボランティア団体、NPO法人、企業等と連携・協働しながら、幼児から高齢者に至るまで一人一人が人権の意義や重要性についての正しい知識を持ち、豊かな人権感覚を身に付け、人権尊重の精神が日常生活の中で生かされる地域社会づくりをめざす。

(2) 家庭教育における人権教育の目標

人権尊重の精神を生活の中に生かしていくためには、すべての教育の出発点である家庭教育が重要な役割を担うことになってきます。「人権教育・啓発に関する基本計画」において、家庭教育では、親自身が、偏見を持たず差別をしないことなどを日常生活を通じて自らの姿をもって子どもに示していくことが重要であると指摘しています。

このことを踏まえて、家庭教育における人権教育の目標を次のとおりとします。

様々な学習機会を通して親の人権感覚の育成や人権意識の高揚を図り、親が家庭の中で人権に配慮した態度や行動をとることにより、子どもの健全な人間形成に結び付いていくように努める。

第Ⅲ章 人権教育の充実に向けて

本章は、本県の人権教育の充実に向けて、学校、社会教育関係団体及び市町村教育委員会の人権教育の取組の方向性を指針として示します。本充実指針の中核となるところです。

はじめに、学校教育及び社会教育・家庭教育全般にわたる取組について、それぞれの指針を示した後、それに関する解説や取り組む上でのポイント等を掲載しました。次に、個別の重要課題に対する取組について、それぞれの指針を示し、あわせて主な取組例を掲載しました。

児童生徒や学習者の実態や地域の実情に応じて、学校教育と社会教育・家庭教育とが相互に連携を図りつつ、あらゆる機会と場を通じて取り組むことが重要です。

1 学校教育における取組の指針

学校教育において人権教育を進めるに当たっては、人権についての知的理解を深めるとともに、児童生徒が人権感覚を十分に身に付けるための指導を一層充実することが必要です。そのため、各学校においては以下の点に留意して人権教育を推進することが重要です。

- 教育要領、学習指導要領に基づき、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間（幼稚園は各領域）のそれぞれの特質に応じ、教育活動全体を通じて推進し、人権が尊重される学校・学級づくりを行う。
- 校長のリーダーシップや教職員相互の共通理解のもと、学校全体として人権教育に組織的、計画的に取り組む。
- 教職員は児童生徒一人一人の大切さを強く自覚し、一人の人間として接する。
- いじめや暴力をはじめ他の人を傷つけるような問題が起きた時には、これらの行為を看過することなく、学校全体として適切かつ毅然とした指導を行う。
- 家庭、地域社会及び関係機関等と積極的に連携する。

ここでは、各学校における人権教育の取組を、

- (1) 組織・計画に関すること
- (2) 児童生徒の指導・支援に関すること
- (3) 教職員の研修に関すること
- (4) 保護者の啓発、地域及び関係機関等との連携に関すること

の4つの観点から指針を示します。

(1) 組織・計画に関すること

★ 人権教育の推進体制を充実する。

〈指針1〉

- 人権教育を推進する体制は、校長のリーダーシップのもと、人権教育主任（担当者）、学年主任をはじめ、生徒指導部、進路指導部等が随時参加する機能的な構成にすることが重要です。
- 人権教育主任（担当者）は、人権教育の全体計画、年間指導計画及び研修計画（研修プログラム）に関する企画立案、人権教育に関する研究部の統括など学校全体の指導的役割を果たすことが求められます。また、人権侵害（いじめ、児童虐待等）が生じた際の迅速な対応や相談活動を行うことも大切です。

★ 人権教育の全体計画・年間指導計画を改善・充実する。

〈指針2〉

【事例】…資料編34ページ参照

人権教育の全体計画は、教育活動全体で人権教育を行うことを示すためのものです。そのため、人権教育という視点から全教育活動を見直し、工夫・改善を図ることが重要です。

<参考> 全体計画のチェックポイント

◎ 次の項目について、自校の全体計画を見直しましょう。

- 人権教育の意義やねらいを全教職員が共通理解し、作成に当たっている。
- 児童生徒の実態、家庭・地域及び教職員の願いを実態調査等から把握している。
- 社会の課題や要請、関連法規、教育行政施策等を踏まえている。
- 学校教育目標を達成するための人権教育目標が設定されている。
- 児童生徒の発達段階に即した関係学年別目標が設定され、めざす児童生徒の姿が具体的に示されている。
- 目標達成のため、各教科等においては、その特質に応じて、人権教育とのかかわりを考慮した方針及び特色ある教育活動の計画等が示されている。
- 人権に関する重要課題への取組が、学校や地域の実情に応じたものとして示されている。
- 家庭・地域及び関係機関（社会教育関係団体、人権擁護機関等）との連携について、具体的な内容・方法等が示されている。
- 各目標などにおいて、肯定的な表現で記されている。
- 年度ごとに、全体計画の見直しを行っている。

人権教育の年間指導計画は、全体計画に基づき、児童生徒の発達段階に即して、各教科、領域、総合的な学習の時間等の関連を考慮しながら、各学年にわたる指導が計画的に行われるように作成することが重要です。

<参考> 年間指導計画のチェックポイント

◎ 次の項目について、自校の年間指導計画を見直しましょう。

- 6年間（3年間）で育てたい能力・態度を見据え、系統的な計画となっている。その際、重要課題の項目とともに人権集中学習などの具体的な取組も位置付けている。
- 全体計画に記述されている各教科等の指導のねらいを受け、人権教育とのかかわりから洗い出す観点（「育てたい能力・態度」、「重要課題」など）を明らかにし、指導内容を明記している。
- 各教科では、学習内容や指導方法等から人権教育の目標と結びつく教育活動を洗い出している。その際、人権に関する直接的な学習内容を含む単元等、また、法の下での平等や個人の尊重、生命尊重に関する学習内容を含む単元等を設定している。
- 道徳では、内容項目として、生命尊重、公正・公平等、人間尊重の精神とのかかわりの深い項目を設定している。
- 特別活動において、学級活動では、生活上の諸問題の解決や望ましい人間関係の育成に重点を置いている。また、児童会（生徒会）活動、学校行事で、学校生活の充実と発展に寄与する体験的な活動を設定している。
- 総合的な学習の時間では、そのねらいを踏まえ、横断的・総合的な課題、児童生徒の興味・関心に基づく課題、地域や学校の特色に応じた課題などについて、人権教育との関連から学習活動を設定している。
- 生徒指導、家庭・地域との連携について、関連のある部分を明記している。
- 年度ごとに、年間指導計画の見直しを行っている。

★ 人権教育の取組の点検・評価を行う。

〈指針3〉

人権教育の取組について、学期や年度末などに教職員による点検・評価及び保護者等による学校評価を工夫して行い、次年度の計画や改善に結びつけることが重要です。

(2) 児童生徒の指導・支援に関すること

★ 人権教育の基盤である常時指導を充実する。

〈指針4〉

常時指導は、日常的な指導として、学級経営や生徒指導等を通して行われるもので、児童生徒の望ましい人間関係や学級の雰囲気づくりに大きな影響を与えるものです。この指導は人権教育の基盤をなすものです。

常時指導においては、児童生徒一人一人のよさが認められ、共に生きているという実感がもてるよう指導することが大切です。

★ 「人権教育で育てたい能力・態度」を明確にした授業を実践する。〈指針5〉

【指導案について】…資料編38～41ページ参照

「人権教育で育てたい能力・態度」は次の5つです。

- 感性……自尊感情^{*1}を高め、共に生きる喜びや差別に対する憤りに共感する。
- 知性……人権の概念や様々な人権課題について理解する。
- 技能……感性や得られた知識を態度化するためのスキルを身に付ける。
- 判断力……偏見・差別の不当性を科学的・合理的に見きわめ、物事を公正・公平に判断する。
- 実践力……主体的に人権にかかわる課題を解決し、人権尊重社会を実現しようとする。

★ 人権週間、人権集中学習等における学習内容を充実する。

〈指針6〉

【事例】…資料編42ページ参照

- 「人権デー」(12月10日)を最終日とする「人権週間」の期間に、人権問題についての作文、「人権の花運動」等の取組を通じた発表会、人権標語・人権ポスターづくり、人権擁護委員をゲストティーチャーとして活用した授業など、人権について集中的に学習することが重要です。また、この機会に児童生徒の悩みアンケートなどを行うことも大切です。
- 人権教育中学生・高校生学習教材「共に生きる」は、人権感覚を育成する上で効果的な参加体験型学習の手法を取り入れ、「気づき」、「学び合い」、「振り返る」といった活動をしながら、人権感覚の育成を図ることを目的とした教材です。中学校・高校では、人権週間などに合わせて本教材を活用した授業(特別活動等)を、学年の共通指導案を作成の上、計画的に実施することが重要です。

*1 自尊感情とは「セルフ・エスティーム」の日本語訳。自分自身をかけがえのない存在と認め、欠点も含めて自分自身を認め、好きになる感情。

★ 体験的な活動を取り入れるなど指導方法を工夫する。

〈指針7〉

豊かな人間性・社会性をはぐくむため、多様な体験的な活動を取り入れるなどの指導方法の工夫を行う必要があります。

例えば、様々な人々との交流活動や模擬体験活動などにより、人間関係を築く能力やコミュニケーション能力、他の人の立場に立って考えられるような想像力を培うなど、児童生徒の実態等に応じて、創意工夫を凝らして取り組むことが重要です。

また、体験的な活動などの取組を計画的に位置付け、系統的に指導することにより、その成果を日常の中に生かしていくことが重要です。

＜参考＞ 参加体験型学習の進め方の例

① アイスブレイキング

ファシリテーター*¹は、これから始まる参加体験型学習のねらいを説明し、アイスブレイキングを行います。アイスブレイキングは、学習者の緊張感をほぐし、主体的に参加できる雰囲気づくりに必要な活動です。

② アクティビティ

アクティビティとは、学習活動のことです。学習者が意欲をもって取り組むことのできる活動を設定し、効果的な組み合わせを考えます。

③ 話し合い

アクティビティでの気付きなどをグループで話し合います。互いの気付きや考えを表現し、共有しながら学習内容を深めます。

④ 発表

グループごとに発表します。ファシリテーターはそれらを整理したり、発表内容に対する意見を求めたりします。

⑤ 振り返り（まとめ）

学習者は、全体を通して分かったこと、理解が深まったこと、発見したことなどを発表します。最後に、ファシリテーターは、本学習で大切なことを再度説明したり、新しい課題を指摘したりします。

*¹ ファシリテーターとは、「促す人、促進する人」を意味し、話し合いの場の進行役であるとともに、一人一人の思いを引き出す役割があります。

(3) 教職員の研修に関すること

★ 教職員が自ら人権尊重の態度を身に付ける。

〈指針8〉

児童生徒一人一人の大切さを強く自覚し、一人の人間として接するという教職員の姿勢そのものが、人権教育の重要な部分であると言えます。

教職員自らの言動が児童生徒の人権を侵害することのないよう、常に意識をして指導するとともに、教職員同士の間においても互いを尊重する態度を大切にすることが重要です。

こうした教職員の人権尊重の態度は、児童生徒に安心感を与えるものです。常に教育活動や日常の生活場面において、言動に潜む決めつけや偏見に気付き、一人一人を大切にしているかについて、点検することが重要です。

〈参考〉 人権尊重の態度を基盤とした児童生徒への指導上のポイント

○ 一人一人の児童生徒を深く理解する。

児童生徒が充実した学校生活を送るためには、まず、「自分のことが好き」と思う気持ち（自尊感情）をはぐくみ、学級の一員であるという所属感をもたせ、誰からも認められているという充実感を味わわせるようにすることが必要です。

児童生徒理解に当たっては、行動などの現象や結果だけで判断したり決めつけたりするのではなく、その背景や原因を正しくとらえ、児童生徒の立場になって、その内面や課題を十分に把握するように努めます。その手だてとして、児童生徒と話し合うことを大切にしたり、日記や生活ノートの交換をしたりすることも考えられます。

○ 尊重し合う人間関係を育てる。

児童生徒が相互によさを認め合い、励まし合い、支え合う人間関係は、学級の基盤です。学級の人間関係の実態を的確に把握し、望ましい人間関係を育てる学級経営に努めることが重要です。

それには、他の人の立場に立って、その人に必要なことやその人の考えや気持ちなどが分かるような想像力や共感的に理解する力を育て、誰もが尊重される学級をつくることが大切です。その手だてとして、教職員や同級生と交流する機会を設けたり、児童生徒が生活の中で経験したことや感じたこと、将来の夢などを日記、生活ノートなどに書いたりする機会をつくることも考えられます。

○ 教室・言語環境を整える。

教室は児童生徒の生活の場です。教室環境には、目に見える物的なものや人的なもの他に、言語や雰囲気などがあります。特に、言語環境は、あらゆる人間関係の基盤です。児童生徒や教師の何気ない言葉が、時には相手の心を傷つけ、生活への意欲を失わせてしまうことがあります。また、教職員の言動が児童生徒に無意識のうちに偏見や差別の芽を植え付けてしまうこともあります。

それには、教職員自らが望ましい言語活動に心がけ、学級全体の言語環境を整えることが重要です。

★ 研修計画（研修プログラム）を作成し、研修の充実を図る。 〈指針9〉

【事例】…資料編36ページ参照

研修計画（研修プログラム）は、各学校における人権教育を推進するために、研修の目標、内容、方法等についてまとめたものです。作成に当たっては、教育委員会の指針や指導の重点などを踏まえるとともに、児童生徒の実態や取組の進捗状況を的確に把握することが重要です。なお、年度途中や年度末など、適宜、実施内容等について評価し、改善・充実のための方策を明らかにし、次年度への計画につなげることが大切です。

＜参考＞ 校内研修の内容

校内研修については、次のような研修内容が考えられますが、各学校の児童生徒の実態に応じた工夫が必要です。

- 人権に関する法令等の理解
世界人権宣言をはじめ人権に関する諸条約や法令等を理解する研修を行う。
- 人権に関する重要課題の理解
本充実指針で示された、女性、子どもたち、高齢者、障害のある人たち、同和問題、外国籍の人たち、HIV感染者等の人たち、ハンセン病元患者の人たち、犯罪被害者等、インターネット等による人権侵害、その他の人権問題について、理解と認識を深めることを目的とした研修を行う。
- 人権教育に視点を当てた授業実践
「人権教育で育てたい能力・態度」を明確にし「人権教育とのかかわり・人権教育の視点」を明記した指導案づくりや授業実践を通して、人権教育の指導内容や指導方法についての研修を行う。
- 参加体験型学習の実技研修
実際にファシリテーターや児童生徒役を体験するなど実技を通して、児童生徒の人権感覚育成に有効な参加体験型学習の研修を行う。
- 各種研究協議会等の報告
学校を代表して参加した研究協議会等での研修内容を資料を添えて報告し、自校の人権教育の改善に役立たせる研修を行う。

(4) 保護者の啓発、地域及び関係機関等との連携に関すること

★ 人権教育資料の配布や学校・学年通信、Web ページ等による情報提供を通じて保護者の啓発に努める。 〈指針 10〉

保護者対象の人権教育資料を配布する際に、保護者会・懇談会等を利用し内容を説明する機会を設けるとともに、アンケートを実施するなどして保護者の人権意識の高揚に努めることが重要です。

また、人権教育の取組の様子を学校・学年通信、Web ページ等を通じて情報提供を行い、学校の取組への理解を広めることも重要です。なお、情報提供の際には、個人情報やプライバシーの取扱には細心の注意が必要です。

★ 地域及び関係機関等との連携に努める。 〈指針 11〉

人権教育の効果を高めるためには、家庭・学校・地域が共に児童生徒を育てていくという視点に立ち、学校は地域との連携を進めていくことが重要です。

また、学校の内外を通じての多様な学習活動では、学校外の諸施設、機関等の協力を得ることが必要です。

＜参考＞ 地域の協力等を得るための取組

- 授業等において、地域の人材を生かした取組を工夫する。
- 人権教育の取組の様子や成果を、学校通信等を通して普段から地域社会の住民に伝え、学校の取組への理解を広めるとともに、そのことを通して、人権を尊重しようとする意識を地域社会にも浸透させる。

＜参考＞ 関係機関等との連携の取組

- 福祉体験
県の社会福祉協議会やボランティア団体、地域の福祉施設の協力を得て講演会・模擬福祉体験等を行う。
- ボランティア活動
夏季休業期間等を利用して、福祉施設での手伝い、幼稚園でのお泊り保育の手伝い、駅周辺クリーンアップ作戦などの活動を行う。
- 生き方にふれる
命の大切さ、人権などをテーマに地域の人々や団体などから話を聞く。

2 社会教育・家庭教育における取組の指針

社会教育における人権教育の取組では、様々な学習機会を通して、人権問題を直感的にとらえる感性や日常生活において態度や行動に現れるような豊かな人権感覚を育成することが必要です。そのため、社会教育関係団体及び市町村教育委員会においては、以下の点に留意して、社会教育活動のあらゆる機会を通して、人権教育の充実を図っていくことが重要です。

- 地域の実情を踏まえ、多くの人が学習に参加できるように、人権感覚の育成、人権意識の高揚に関する学習等、様々な学習機会の提供に努める。
- 人権尊重の精神の普及や人権問題の解決に向け、指導者の養成や資質の向上に関する学習機会を充実し、指導者の活動の場の拡充に努める。
- 各重要課題に応じた取組を充実するため、他部局や社会教育関係団体、ボランティア団体、NPO法人、企業等とも連携・協働していく。

家庭教育における人権教育の取組では、保護者に対して、子どもの教育や人格形成において最終的な責任を負う役割があることを認識してもらうことが必要です。また、人権教育の基盤である豊かな情操や思いやり、生命を大切にす心、善悪を判断する力などを育成し、子どもたちの人権感覚や人権意識を高めていくことが必要です。そのため、社会教育関係団体及び市町村教育委員会においては、以下の点に留意して、あらゆる機会を通して人権教育の充実を図っていくことが重要です。

- 人権感覚、人権意識を高めるために、他部局や関係機関との連携・協働を図りながら、親に対して家庭教育について考える学習機会を提供するとともに、子育てに関する情報の提供を行う。
- 父親の家庭教育への積極的な参加を支援する。
- 子育てや家庭教育上の悩みや不安に応える相談事業を充実する。

ここでは、社会教育・家庭教育における人権教育の取組について

- (1) 組織・計画に関すること
- (2) 学習機会・内容に関すること
- (3) 指導者養成に関すること
- (4) 啓発・連携に関すること

の4つの観点から指針を示します。

(1) 組織・計画等に関すること

★ 人権教育の推進体制を充実する。

〈指針1〉

人権教育は、他部局や学校と連携を図り、組織的かつ計画的に推進することが重要です。

既設の人権教育推進協議会等には、市町村教育委員会、社会教育関係団体が策定する人権教育の年間計画についての指導・助言や、実践の点検・評価をする役割を果たすことが求められます。

また、多様な学習機会を設定するためには、市町村教育委員会、社会教育関係団体等における人権教育の推進状況を把握しておくことが大切です。

さらに、地域の実情等に応じて、人権教育推進協議会等の人員及び構成団体について柔軟に考えていくことも大切です。

★ 生涯学習の視点に立った計画の策定及び見直し・修正を行う。

〈指針2〉

社会教育における人権教育は、生涯学習の視点に立って、幼児から高齢者に至るそれぞれのライフサイクルに応じた多様な学習機会の充実、指導者の養成等の機会の充実が求められます。そのために人権教育計画の策定及び見直し・修正を行い、学習機会を充実させるとともに指導者の養成を図っていくことが大切です。

<参考> 人権教育計画のチェックポイント

◎ 次の項目について、人権教育計画を見直しましょう。

- 人権に関する学習機会の設定状況を次の視点で振り返る。
 - ①誰が対象か。②重要課題のどの項目か。③人権啓発の状況はどうか。④地域の課題に対応しているか。⑤実施した機関や団体を広げられるか。⑥実施時期の集中による問題はないか。⑦関係機関や団体（NPO法人を含む。）相互で学習機会の連携や学習内容調整が行われているか。
- 実施対象や学習内容（重要課題の項目など）の人権教育の実施状況をもとに、地域の課題解決に向けた中・長期的な計画になっているか確認する。
- 学習内容・方法等を明記し、人権感覚の育成に向けた学習内容の充実が図られているか確認する。
- 計画的に指導者の養成が行われているか確認する。
- 他部局、学校、NPO法人、その他民間団体で実施している人権教育について調査し、事業の連携や学習対象者、学習内容の重複の解消について確認する。

★ 人権教育の取組の点検・評価を実施する。

〈指針3〉

中・長期的な展望に立って地域における人権教育を推進するためには、地域住民の人権に関する意識や学習状況を把握し、課題を明らかにするなど、人権教育の取組の点検・評価をすることが大切です。そして、把握した課題からその原因を考察し、その結果を人権教育計画に反映させていくことが大切です。

＜参考＞ 状況把握のための調査のポイント

◎ 状況把握のための調査は、対象者、実施時期、調査範囲等を明らかにした上で、以下の内容を参考に、質問内容を決めて実施することが大切です。

① 基本的人権について

例えば、基本的人権が守られているかどうかなど。

② 人権や差別問題への関心について

例えば、人権や差別問題に関心をもっているかどうかなど。

③ 差別や人権侵害を受けた事例について

例えば、差別や人権侵害を受けたことがあるかどうかなど。

④ 身近な人権侵害への対応について

例えば、身近な人権侵害にどう対応したのかなど。

⑤ 差別的な言動の種類について

例えば、差別的発言をしたことがあるかどうかなど。

⑥ 重要課題について

例えば、11項目の人権課題について、それぞれが尊重されているかどうかなど。
また、家庭教育に関することも内容に盛り込み、その課題を把握する。

(2) 学習機会・学習内容に関すること

★ 多様な場面における学習機会を拡充する。

〈指針4〉

- 対象者のライフスタイルに考慮し、実施日時、開催場所、学習内容について、十分に検討を加え、より多くの人たちの参加が得られるようにすることが大切です。また、分かり易いテーマや表現、参加者が人権感覚に気付いていける工夫など、参加者の立場に立った配慮が必要です。
- 人権教育は他の研修の一部として行うことも可能です。各種事業など、人が集まる場所において、特定の内容や対象者をしばって人権教育を行うことができます。さらに、学習機会の拡充に向けて、視野を広くもつことも大切です。

★ 人権感覚・人権意識を高められるよう、学習内容を充実し、学習方法を工夫する。

〈指針5〉

- 重要課題については、他部局、学校、社会教育関係団体等とも連携・協働し、人権教育計画の見直し・修正を行い、11課題すべてに取り組むことが大切です。
- 学習内容の充実には、知識を習得する学習ばかりでなく、学習者が主体的に参加する参加体験型学習を効果的に計画するなど、学習意欲が高められるよう、学習教材や学習プログラムを工夫することが大切です。
- 「人権デー」(12月10日)を最終日とする「人権週間」の期間に、人権標語作品展、人権ポスター展の開催など人権について集中的に取り組み、人権意識の高揚を図ることが大切です。

★ 家庭教育についての学習機会を拡充する。

〈指針6〉

- 家庭ではぐくまれる豊かな情操や思いやり、生命を大切にする心、善悪を判断する力などが人権教育の基盤です。言い換えれば、家庭教育が人権教育そのものであるということです。このことを踏まえて、親が子育てについて考え、見直し、子どもへのかかわり方を修正していけるように家庭教育に関する学習機会を提供していくことが大切です。
- より多くの父親が積極的に家庭教育に参加するように、父親等を対象とした学習機会を提供していくことが大切です。
- P T Aの研修会等の保護者の集まりも人権教育の場ととらえ、学校と連携し積極的に活用していくことも大切です。

★ 人権感覚を高められるよう、家庭教育に関する学習内容を充実し、学習方法を工夫する。

〈指針7〉

家庭の中で他人に対する思いやり、善悪の判断、社会的マナー、自制心や自立心を培うことにつながる学習内容を、参加体験型学習の手法を取り入れて実施するなど、学習教材や学習プログラムを工夫することが大切です。

(3) 指導者養成に関すること

★ 指導者養成及び資質向上に関する講座や研修会を充実する。〈指針8〉

【事例】…資料編44ページ参照

- 人権教育では、日常生活の中で人権尊重を基本においた態度や行動が現れるような人権感覚を身に付けさせることが大切です。そのため、家庭や地域など身近な人権課題の解決に向け行動できる指導者を、地域や組織の中で養成していくことが必要になります。
- 指導者は、人権について広い識見と知識をもち、効果的に学習を進める手法を身に付けることが必要です。また、地域における指導者を養成する講座への参加対象者を広げ、幅広い指導者を養成することも大切です。
- 指導者に対しては、人権一般の普遍的視点からの内容、具体的な人権課題に即した個別的視点からの内容、参加体験型学習の進め方などの内容を継続的に学習する機会を設定し、その指導力が高められるようにします。また、地域の指導者間の連携を図り、共同で人権教育の計画や学習のプログラムを立案したり、地域における人権教育の推進状況について意見交換したりするなど、指導者の資質の向上を図ることが大切です。

★ 指導者養成講座等を修了した人の活動の場を提供する。〈指針9〉

- 人権感覚や人権教育についての専門的な知識や技能を身に付けた指導者に講座等の指導者や事業の企画立案者として参画してもらうことが大切です。参画に当たっては、学習のアシスタントから企画・立案へと段階的になるように配慮することが必要です。
- 指導者養成講座等の修了者が、講座で修得した内容を団体の会議等で積極的に伝達することで研修の成果を広めていくことが大切です。
- 指導者養成講座等の修了者にPTAや青少年団体等を対象とした家庭教育に関する講座の講師として参画してもらうことも大切です。

★ PTAや青少年団体等を対象にした指導者養成の講座等を実施する。〈指針10〉

家庭教育における人権教育を支援していくために、PTAや青少年団体等の子どもたちに直接かかわっている人たちを対象に、指導者養成の講座等を行っていくことが大切です。

(4) 啓発・連携に関すること

★ 人権教育に関する啓発活動の改善・充実を図るとともに、より効果的な方法について工夫する。 (指針 11)

【事例】…資料編45ページ参照

- 人権問題を身近な課題として多くの人が気付いていくためには、人権にかかわる様々な情報提供を意図的・計画的に行うとともに、継続していくことが大切です。
- 広報媒体としては、広報紙やポスターをはじめWebページなどがあります。
- 重要課題の内容の取り上げ方に偏りがないように気を付けるとともに、定期的に取り上げるのか、人権週間等で集中的に取り上げるのか、事件等から緊急に取り上げるのかなど、取り上げる時期について配慮する必要があります。
- 情報提供に当たっては、対象者の実態を考慮して、意図した情報が的確に伝わるよう工夫することが大切です。
- 人権教育の啓発活動として、人権についての不安や悩みに応える相談窓口について広報していくことも大切です。

★ 他部局、学校、社会教育関係団体、人権擁護機関、ボランティア団体、NPO法人、企業等と積極的に連携・協働していく。 (指針 12)

- 行政間の連携はもとより、学校、社会教育関係団体、人権擁護機関、ボランティア団体、NPO法人、企業等とも積極的に連携・協働することで、そのネットワークを広げ、人権が尊重される地域づくりにつなげていくことが大切です。
- 他部局、学校、社会教育関係団体、人権擁護機関、ボランティア団体、NPO法人、企業等と積極的に連携・協働していくことは、既存組織・機関の活性化にもつながり、女性、子ども、高齢者等の重要課題に応じた取組の推進ということからも、非常に効果的です。
- 連携・協働していく団体、機関とは、人権教育の推進という目標を共有し、互いを補完し合っていくという考え方で活動を進めていくことが大切です。特に、学校との連携では、互いにもっている様々な情報を共有したり、現状や課題を話し合ったり、課題解決の方策を論じたりしていくことが大切です。
- 団体からの要望等は、真摯に受け止め、啓発活動等に取り入れていく姿勢が大切です。

★ P T A、青少年団体等と積極的に協働して、家庭での人権教育に関する啓発活動を充実する。 〈指針 13〉

- 家庭教育での人権に関する啓発は、P T Aや青少年団体等の広報紙等を活用して、家庭教育で培うべき、基本的な生活習慣、善悪の判断、社会的マナー、自制心や自立心などの理解やその育成などに関係した活動を行っていくことが大切です。また、家庭教育上の不安や悩みに応える相談窓口を充実させていくことが大切です。
- P T A、青少年団体等との協働では、必要に応じて、その代表者に事業の企画段階から参画してもらうなど柔軟に考えていくことが大切です。
- 各家庭で人権に配慮した子育てができるように、様々な情報提供を行っていくことも大切です。
- 協働していく団体は、P T A、子ども会育成会、老人会、自治会、スポーツ少年団、各種サークル団体、ボランティア団体、N P O法人などが考えられます。

3 重要課題に対する取組の指針

ここでは、11項目の重要課題に対する取組について、指針と主な取組例を掲載しました。この取組例を参考に児童生徒や学習者の実態に応じて、各重要課題の解決に向けた取組を進めていくことが重要です。

(1) 女性

★ 男女の平等や男女共同参画を推進する学習を通して、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の実現をめざす。
 (指針1)

取組例

- ◎学校教育 ※特に校種に限定した取組については(幼)、(小)、(中)、(高)と示す。
- ◇ 幼児期において、一人一人が性別にかかわらず、よさが発揮できるように遊びの環境構成を工夫する。(幼)
 - ◇ 社会科、生活科、家庭(技術・家庭)科、体育(保健体育)科、道徳及び特別活動において、男女がそれぞれを認め合い、尊重し合うことの大切さを理解するための学習を行う。(小・中)
 - ◇ 地理歴史科、公民科、保健体育科及び家庭科などにおいて、男女差別撤廃の歴史や男女平等実現を意図する様々な条約、法令・条例等を知り、その精神や目的を理解するための学習を行う。(高)
 - ◇ 特別活動や総合的な学習の時間において、男女共同で行う作業のよさや楽しさが体験できる学習を行う。(小・中)
 - ◇ 特別活動や総合的な学習の時間において、男女相互の理解と協力の在り方や男女共同参画社会について考察する。(高)
 - ◇ 男女が互いに認め合い、尊重し合うことの大切さを保護者にも理解してもらえよう、授業参観や学級懇談会のもち方を工夫する。
 - ◇ 教職員がデートDV防止に対する正しい知識をもち、望ましい人間関係について発達段階に応じた適切な指導をする。
- ◎社会教育・家庭教育
- ◇ 固定的な性的役割分担意識や就業分野等における男女の格差の解消に関する学習機会を様々な機会を捉えて設定していく。
 - ◇ セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス(DV)防止のための学習機会を積極的に設定する。
 - ◇ 女性の職業生活と家庭・地域生活の両立を支援するための学習機会を積極的に設定する。
 - ◇ 父親等の積極的な子育て参加に関する学習機会を工夫して設定する。
 - ◇ 女性の社会進出支援や父親の子育て講座等をPTA活動、地区行事や公民館の学習活動に積極的に取り入れる。

(2) 子どもたち

★ 子どもの人権について理解を深める学習や、いじめや児童虐待など子どもの人権に関する問題についての対応を通して、子どもの人権を尊重する社会の実現をめざす。
(指針2)

取組例

◎学校教育

- ◇ 道徳教育において、「思いやり」「生命尊重」などを扱い、自分や他の人を大切にする道徳的実践力を育成する。
- ◇ 道徳教育や特別活動において、いじめや差別について話し合い、それらを許さない態度を身に付けるための学習を行う。
- ◇ 社会科、生活科、家庭（技術・家庭）科及び特別活動等において、自分や友だちのよさに気づき、互いに尊重し合うことの大切さについて理解を深めるための学習を行う。特に、社会科においては、日本国憲法に定められている「基本的人権」や「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」について学習し、児童生徒一人一人の個性や考え方が尊重されることが重要であることについて理解させる。（小・中）
- ◇ 地理歴史科、公民科、家庭科及び特別活動等において、子どもをめぐる人権問題について理解を深め、その解決に主体的にかかわろうとする態度を身に付けるための学習を行う。特に、家庭科においては、乳幼児への理解を深めるとともに、子育てにおける親の役割や子どもの福祉について考察し、それらを実践できる知識と技能を身に付けさせる。（高）

留意点

- ※ 教職員は、いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る問題であることを十分認識し、早期発見、早期対応に努める。
- ※ 教職員は、児童虐待について、学校及び教職員に早期発見義務及び通告義務があることを十分認識し、早期発見、早期対応に努める。
- ◇ 教職員が児童生徒と会話する機会を増やすなどして、いじめ被害や児童虐待の防止、早期発見に努める。
- ◇ 児童虐待が発生する背景の一つと指摘されている貧困の現状と児童虐待との因果関係等に関する教職員の理解を研修等を通して深める。

◎社会教育・家庭教育

- ◇ 児童虐待防止及び非行等の青少年問題に関する学習内容を改善・充実する。
- ◇ 積極的に子どもたちの人権や基本的な生活習慣、豊かな情操、他人に対する思いやり、善悪の判断、社会的マナー、自制心などに関する学習を様々な機会を捉えて設定していく。
- ◇ 子育てについての悩みを解消し、子育てに自信をもてるような子育て支援に関する学習内容を改善・充実する。
- ◇ 家庭教育に関する不安や悩みに応える相談窓口の充実に努める。
- ◇ 出産・育児経験の豊富な方を地域の子育て支援の講師に登用し、さらに子育てについて相談できるような仕組みをつくる。

(3) 高齢者

★ 高齢者との交流や高齢者について理解を深める学習を通して、高齢者が生き生きと暮らせる社会の実現をめざす。 〈指針3〉

取組例

◎学校教育

- ◇ 高齢者との交流において、高齢者から話を聞いたり、高齢者と共同作業したりすることを通して、豊かな経験をもつ高齢者に対する尊敬と感謝の心を育てる。
- ◇ 模擬体験をすることで、高齢者の立場になって、自分ができることは何かを考えることができるような学習を行う。
- ◇ 社会科、生活科、家庭（技術・家庭）科及び特別活動等において、高齢社会に関する基礎的理解や介護・福祉の問題などの課題について理解を深めるための学習を行う。（小・中）
- ◇ 総合的な学習の時間において、小中学校間の学習のつながりを図り、発達段階に応じて高齢者との触れ合いを生かした学習を行う。（小・中）
- ◇ 公民科、家庭科及び専門教科（家庭、看護、福祉）において、高齢社会に関する理解や介護・福祉の問題などについて知識、技術を習得するための学習を行う。（高）
- ◇ 福祉施設等における体験学習を企画する際には、児童生徒に認知症にかかわる理解を深める学習を行う。

◎社会教育・家庭教育

- ◇ 高齢者への偏見・差別や虐待等の人権侵害の実態及び高齢者を理解するための学習内容を改善・充実する。
- ◇ 社会教育施設における各種教室・講座で、経験豊かな高齢者に指導者等として参画してもらいなど、高齢者の社会参加を促進する。
- ◇ 児童生徒等と高齢者との世代間交流を図る事業を継続して実施する。
- ◇ 認知症にかかわる理解を深めるとともに、今後のさらなる高齢社会を見据え、若者と高齢者が相互理解し、共存していくための学習の場を積極的に設定する。

(4) 障害のある人たち

★ 障害のある人たちに対する理解を深めることやノーマライゼーションの理念^{*1}を定着させるための学習を通して、障害のある人たちの自立と社会参加をめざす。
 (指針4)

取組例

◎学校教育

- ◇ 幼児期において、障害のある幼児とのかかわりを通して、自分と相手との違いを知り、相手を尊重して行動できるような態度を身に付ける。(幼)
- ◇ 特別活動や総合的な学習の時間等において、障害のある児童生徒との交流及び共同学習等を通して、障害のある子どもに対する理解を深めるための学習を行う。また、模擬体験をすることによって、障害のある人たちの立場に立った考え方ができるようになるための学習を行う。
- ◇ 社会科を中心とする教科において、障害者問題についての基礎的知識や障害者が生活しやすい社会について理解を深めるための学習を行う。(小・中)
- ◇ 公民科及び専門教科(福祉)において、障害者に対する社会的支援や介助・福祉の問題について理解を深めるための学習を行う。(高)
- ◇ 身近な障害のある人たちとの日常的な交流及び共同学習等の機会を設け、障害のある人たちへの理解を一層深める。

◎社会教育・家庭教育

- ◇ 障害者に対する偏見や差別の実態及び障害者を理解するための学習内容を改善・充実する。
- ◇ 障害のある人との相互理解を深めるため、連携・協働してフェスティバルを開催したり、各種団体等の学習活動の発表の場を設定したりするなど、交流を推進する。
- ◇ 企業における障害者への理解促進等、具体的な事例を基に、障害者に対する偏見や差別の解消に向けた取組を推進する。

^{*1} ノーマライゼーションの理念とは、障害のある人もない人も、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会をめざす考え方。

(5) 同和問題

★ 同和問題に関する正しい理解と認識を深める学習を通して、同和問題に関する差別意識の解消を図る。 〈指針5〉

取組例

◎学校教育

- ◇ 社会科を中心とした教科において、同和問題を歴史的に正しく理解するとともに、基本的人権にかかわる課題としてとらえ、身近な差別や偏見を進んで解消しようとする実践力を身に付けるための学習や、科学的・合理的なものの見方・考え方や生き方を培うための学習を行う。(小・中)
- ◇ 地理歴史科及び公民科において、同和問題の歴史的経緯について正しく理解するとともに、同和問題で学んだことを自己の在り方生き方に生かし、差別のないよりよい社会を実現しようとする行動力を身に付けるための学習を行う。(高)
- ◇ 教職員自身が同和問題に対する正しい知識をもてるよう、各種講座及び研修会を積極的に活用する。
- ◇ 社会科や地理歴史科・公民科等において、同和問題の歴史的に正しい理解と、科学的・合理的なものの見方・考え方を一層深める。

◎社会教育・家庭教育

- ◇ 同和問題に対する正しい理解と認識を定着させるため、講座や研修会等の学習内容・学習方法を改善・充実する。
- ◇ 集会所をはじめとする社会教育施設等を活用して、各種教室等を開設し、住民相互の交流活動を推進する。
- ◇ 同和問題に対する間違った意識を悪用した「えせ同和行為」についての学習機会を設定し、その排除に努める。
- ◇ 「どこが同和地区か」などの指導はしない方針を継続していくとともに、人権教育についての指導者育成を一層進める。

留意点

- ※ 「群馬県同和教育の基本方針」に基づき取り組むことが大切である。
(学校教育・社会教育)

(6) 外国籍の人たち

★ 異なった文化や習慣に対する理解を深める学習や外国籍の人たちとの交流を通して、外国籍の人たちに対する偏見や差別の解消を図り、多文化共生社会の実現をめざす。 (指針6)

取組例

◎学校教育

- ◇ 小学校での英語活動や中学校からの英語科を中心として、ALTとの指導の工夫も図りながら、異文化理解にかかわる学習活動を積極的に取り上げ、諸外国の文化や言葉について正しく理解するための学習を行う。
- ◇ 総合的な学習の時間において、「国際理解」をテーマとして取り上げ、お互いの文化を尊重しながら共に生きていく態度やその生き方を育成するための学習を行う。
- ◇ 外国籍児童生徒が活動できる場を設定し、外国籍児童生徒から外国の話を聞いたり、外国の文化に触れたりすることで、外国籍児童生徒の存在の価値を感じ取らせるようにする。
- ◇ 社会科を中心とする教科において、日本と世界の結びつきや異なる文化や習慣について理解を深めるための学習を行う。(小・中)
- ◇ 地理歴史科及び公民科において、世界の国々の実情と外国籍の人たちを取り巻く現状を正しく理解し、異なる文化をもつ人々が共に生きられる国際化社会の実現に向けて行動する実践的態度を身に付けるための学習を行う。(高)
- ◇ 自国の文化を大切にしたいうえで異文化を尊重できるよう指導する。
- ◇ 社会的・文化的・地理的な背景等を踏まえた異文化に関する学習を工夫する。

◎社会教育・家庭教育

- ◇ 外国籍の人たちと地域の人たちの相互理解を深めるための学習機会を充実するとともに、学習の指導者として外国籍の人たちに参画してもらう。
- ◇ 外国の文化や習慣について理解するため、外国籍の人たちとの交流活動を促進する。
- ◇ 日本に住む外国籍の人に対して、日本の文化や習慣などを伝わりやすい、分かりやすい方法で紹介する講座なども積極的に取り入れる。
- ◇ 外国語及び外国文化についての講座や交流活動などを、PTA活動や公民館等で設け、理解を深める。

(7) HIV感染者等の人たち

★ HIVやエイズに関する正しい知識を身に付ける学習を通して、HIV感染者やエイズ患者に対する偏見や差別の解消を図る。 〈指針7〉

取組例

◎学校教育

- ◇ 体育（保健体育）科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等において、HIVやエイズに関する正しい知識を身に付けるとともに、HIV感染者やエイズ患者への偏見や差別をなくそうとする心情を育てるための学習を行う。
- ◇ 教職員が疾病に関する正しい知識をもてるよう、計画的に校内研修等の機会を設ける。
- ◇ プライバシー保護の重要性にも触れながら、HIV感染者等の人たちに対する人権問題について指導する。

◎社会教育・家庭教育

- ◇ HIV感染者やエイズ患者に対する偏見や差別を解消するための学習機会を設定し、正しい知識の普及と予防を含めその理解を深める。
- ◇ 偏見や差別を解消するための学習機会を通して、正しい知識の普及と予防に関する理解を一層深める。

(8) ハンセン病元患者の人たち

★ ハンセン病に関する正しい知識を身に付ける学習を通して、ハンセン病元患者の人たちへの偏見や差別の解消を図る。 〈指針8〉

取組例

◎学校教育

- ◇ 社会科、公民科、体育（保健体育）科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等において、ハンセン病に関する正しい知識を身に付けるとともに、ハンセン病元患者の人たちに対する人権問題について理解を深めるための学習を行う。
- ◇ 教職員が疾病に関する正しい知識をもてるよう、計画的に校内研修等の機会を設ける。
- ◇ プライバシー保護の重要性にも触れながら、ハンセン病元患者の人たちに対する人権問題について指導する。

◎社会教育・家庭教育

- ◇ ハンセン病元患者の人たちに対する偏見や差別を解消するための学習機会を設定し、正しい知識の普及とその理解を深める。
- ◇ 偏見や差別を解消するための学習機会を通して、正しい知識の普及とその理解を一層深める。

(9) 犯罪被害者等

★ 犯罪被害者等に関する人権問題について理解を深める学習を行う。〈指針 9〉

取組例

◎学校教育

- ◇ 社会科及び公民科において、犯罪被害者等に関する人権問題について理解を深めるための学習を行う。

留意点

- ※ 教職員は、犯罪被害者等である児童生徒の相談等に対応できるように努める。
- ◇ 児童生徒自身も被害者になる可能性があることを伝え、犯罪被害者の置かれている現状についての理解を深められるよう指導する。

◎社会教育・家庭教育

- ◇ 犯罪被害者等に関する人権問題についての学習機会を設定し、理解を深める。
- ◇ 公民館事業等の学習機会を通して、犯罪被害者等に関する人権問題についての理解を一層深める。

(10) インターネット等による人権侵害

★ インターネット等による人権侵害や情報モラルに関する学習を行う。〈指針 10〉

取組例

◎学校教育

- ◇ 社会科及び公民科において、インターネット等による差別事象やプライバシーの侵害等の人権問題について理解を深めるための学習を行う。
- ◇ 技術・家庭科及び総合的な学習の時間において、掲示板やメールなどについて具体的に考えさせる場面を通して、情報モラルや個人の責任について理解を深めるための学習を行う。(小・中)
- ◇ 情報科において、インターネット上の情報をめぐる問題を含め、情報化の及ぼす影響について考察し、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルについて理解を深めるための学習を行う。(高)
- ◇ インターネットや携帯電話に詳しい民間 NPO 等諸機関を活用するなどして、情報モラル等に関する学習を工夫する。

◎社会教育・家庭教育

- ◇ インターネット等による人権侵害及び情報モラルに関する学習機会を充実する。特に、誹謗中傷、差別的な書き込みや犯罪につながる恐れのあるサイトの実態についての学習機会は積極的に設定する。
- ◇ 誹謗中傷・差別的な書き込み、犯罪につながるサイト、セクスティング*¹等について、実態を知ることが大切であり、特に小中学生を持つ保護者に周知する取組が望まれる。

*¹ セクスティングとは、携帯電話で性的な写真や動画を送る行為を指す。

(11) その他の人権問題

★ アイヌの人々や性同一性障害などの人々に対する偏見や差別の解消を図るとともに、拉致問題など、様々な人権問題について理解を深める学習を行う。
 (指針 11)

取組例

◎学校教育

- ◇ 社会科、地理歴史科及び公民科において、アイヌの人々の生活文化や伝統についての理解を深め、尊重しようとする態度を身に付けるための学習を行う。
- ◇ 様々な人権問題を見過ごすことのないよう、人権侵害を受けた人の立場に立つことができる想像力や共感的に理解する力を培う。
- ◇ 法の整備や人権擁護に関する国民の意識の高まりに関心を持ち、人権上の問題について理解しようとする態度を育てる。
- ◇ 拉致問題の理解のために、映像資料アニメ「めぐみ」*1を活用するなど、様々な人権問題への理解を深める学習を工夫する。
- ◇ 同性愛者、性同一性障害の人たち、生活保護を受けている人、ホームレスなどに関する研修の機会を設け、多様化する人権問題に対する教職員の理解を深める。

◎社会教育・家庭教育

- ◇ アイヌの人々の人権問題や様々な人権問題に関する正しい知識の普及・啓発を図る。
- ◇ 公民館の講座や市町村主催の人権啓発講座等で、拉致問題について、アニメ「めぐみ」を視聴したり、同性愛者、性同一性障害の人たちについて、当事者や専門家の話を聴いたりするなど、積極的な取組が望まれる。

留意点

※ 「様々な人権問題」として、刑を終えて出所した人、プライバシーに関する問題、ストーカー被害を受けている人などへの偏見・差別など多様な問題がある。このような人権問題についても研修する機会を設け、理解を深める。(学校教育・社会教育)

*1 アニメ「めぐみ」は、内閣府拉致問題対策本部が企画・制作した、国内外の拉致問題啓発のための25分のドキュメンタリー・アニメ。

資料編

I 計画等の事例

1 学校教育

(1) 人権教育全体計画・年間指導計画の参考例

人権教育全体計画

〇〇〇中学校



人権教育年間指導計画（6年）

〇〇小学校

学年目標	〇お互いのよさを認め合い、協力しながら集団生活の向上に努力しようとする。 ・自分の周りの人とのかわりを大切にしようとする。 ・他の人とともに、よりよく生きようとする態度や集団生活における規範意識をもつ。												
重要課題	①女性 ②子どもたち ③高齢者 ④障害のある人たち ⑤同和問題 ⑥外国籍の人たち ⑦HIV 感染症等の人たち ⑧ハンセン病元患者の人たち ⑨インターネット等による人権侵害 ⑩その他の人権問題												
育てたい能力態度	・感性（感） ・知性（知） ・技能（技） ・判断力（判） ・実践力（実）												
各教科	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
道徳	雨「親切」④（技・実）	共に生きるため「友情」②（知・感）	この手に命を受けて - 国境なき医師団 - 「生命尊重」①②⑥（知・感）	太平洋の架け橋に「国際理解」⑥⑩（感）	わたしたしはわたくしらしく「個性伸長」①（6）②（実）	わたしはわたくしらしく「個性伸長」①（6）②（実）	絵地図の思い出「友情」②（実）	ある日のできごと「公正公平・正義」②⑤（判・実）	おばあちゃんのお心「家族愛」③（知・技）	先着順採用「公正公平・正義」⑤（感・実）	銀のしよく台「謙虚・寛容」⑤（感・実）	自分への手紙「個性伸長」（知）	
特別活動	学級活動	学級目標を立てよう②（技）	学級の問題を解決しよう①②（判・実）	1学期の反省をしよう②（判・実）	2学期の学級の仕事を分担しよう①（実）	運動会への参加の仕方を話し合おう①②④（感・技・実）	朝食の大切さを話し合おう②（知・感・実）	異性の友達について話し合おう①②（感・実）	2学期を反省しよう②（判・実）	3学期の学級の仕事を分担しよう①（実）	謝恩奉仕活動について考えよう①②③④（感・技・実）	6年間の反省と将来の夢・希望について話し合おう②（判・実）	
	児童会活動	思いやり集会（JRC委員会発表）②（感・実）	思いやり集会（JRC委員会発表）②（感・実）	思いやり集会（代表委員会発表）②（感・実）	思いやり集会（代表委員会発表）②（感・実）	思いやり集会（JRC委員会発表）②（感・実）	思いやり集会（代表委員会発表）②（感・実）	思いやり集会（代表委員会発表）②（感・実）	思いやり集会（代表委員会発表）②（感・実）	思いやり集会（代表委員会発表）②（感・実）	思いやり集会（代表委員会発表）②（感・実）	思いやり集会（代表委員会発表）②（感・実）	長縄集会②（技）
学校行事	1年生を迎える会②（実）	修学旅行②（実）	修学旅行②（実）	秋季大運動会②③（技・実）	秋季大運動会②③（技・実）	秋季大運動会②③（技・実）	秋季大運動会②③（技・実）	歴史探検①②③⑩（知・感・技・判・実）	歴史探検①②③④⑤⑩⑪（知・感・技・判・実）	歴史探検①②③④⑤⑩⑪（知・感・技・判・実）	歴史探検①②③④⑤⑩⑪（知・感・技・判・実）	歴史探検①②③④⑤⑩⑪（知・感・技・判・実）	6年生を送る会②（実）
総合的な学習	歴史探検 - 鎌倉を探検しよう①②③④⑥⑩⑪（知・感・技・判・実）	歴史探検 - 鎌倉を探検しよう①②③④⑥⑩⑪（知・感・技・判・実）	歴史探検 - 鎌倉を探検しよう①②③④⑥⑩⑪（知・感・技・判・実）	歴史探検 - 鎌倉を探検しよう①②③④⑥⑩⑪（知・感・技・判・実）	歴史探検 - 鎌倉を探検しよう①②③④⑥⑩⑪（知・感・技・判・実）	歴史探検 - 鎌倉を探検しよう①②③④⑥⑩⑪（知・感・技・判・実）	歴史探検 - 鎌倉を探検しよう①②③④⑥⑩⑪（知・感・技・判・実）	歴史探検 - 鎌倉を探検しよう①②③④⑥⑩⑪（知・感・技・判・実）	歴史探検 - 鎌倉を探検しよう①②③④⑥⑩⑪（知・感・技・判・実）	歴史探検 - 鎌倉を探検しよう①②③④⑥⑩⑪（知・感・技・判・実）	歴史探検 - 鎌倉を探検しよう①②③④⑥⑩⑪（知・感・技・判・実）	歴史探検 - 鎌倉を探検しよう①②③④⑥⑩⑪（知・感・技・判・実）	歴史探検 - 鎌倉を探検しよう①②③④⑥⑩⑪（知・感・技・判・実）
生徒指導	あいさつの励行②（技）	身の回りの整頓①②（技）	非行防止（夏休みに向けて）（知・判）	給食について（食事の大切さ）（知）	服装の大切さ（知）	友人の大切さ①②（感・知）	友人の大切さ①②（感・知）	家族の大切さ①②（知・実）	家族の大切さ①②（知・実）	かぜをひかない体づくり⑦（知・実）	進路、夢（感・実）	中学生に向けて（感・知・実）	
家庭・地域との連携	授業参観・懇談会 P T A総会	家庭訪問		秋季大運動会		学習発表会		学習発表会		人権展出品	授業参観		
その他		人権集中学習（前期）①②⑤（感・知・技・判・実）	人権集中学習（後期）①②⑤（感・知・技・判・実）	福祉体験学習④（感・知・技・判・実）									

(2) 研修計画（研修プログラム）の参考例

人権教育研修計画

〇〇〇小学校

自校の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・実態に応じた人権教育全体計画及び年間指導計画の改善・充実 ・各教科等の指導における人権教育とのかかわりの明確化 ・人権にかかわる重要課題についての学習内容の明確化と指導方法の工夫
目 標	<p>人権にかかわる実態調査をもとに人権問題についての効果的な学習が進められるよう指導方法の工夫に努めるとともに、体験・交流活動等の充実を図り、児童が自ら「触れる」「気付く」ことを重点に人権教育を推進する。</p>

月	研 修 内 容	方 法
4	<ul style="list-style-type: none"> ・研修計画の作成・全体計画 ・年間指導計画の見直し、改善 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権教育部会で前年度の評価をもとに原案作成
5	<ul style="list-style-type: none"> ・本年度の人権教育についての共通理解 ・人権にかかわる実態調査内容の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員会議等で共通理解を図る ・人権にかかわる実態調査原案作成
6	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者向け「人権だより」発行 ・人権にかかわる実態調査実施 ・いじめや児童虐待に関する研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・共通理解を図った後、保護者に配布 ・生徒、保護者、職員等を対象に実施 ・早期発見、早期対応に向けて事例を通じた研修
7	<ul style="list-style-type: none"> ・実態調査結果の分析とまとめ 	<ul style="list-style-type: none"> ・実態調査のまとめから課題の把握
8	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員対象の人権教育に関する校内研修会 ・重要課題に関する研修 ・人権ビデオの選定、視聴 	<ul style="list-style-type: none"> ・参加体験型学習の実技研修 ・重要課題の理解を図る研修 ・総合教育センター等から借用
9	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者向け「人権だより」発行 	<ul style="list-style-type: none"> ・共通理解を図った後、保護者会等で説明し配布保護者へのアンケート実施
10	<ul style="list-style-type: none"> ・人権週間、人権集中学習の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度の課題を踏まえて内容の検討
11	<ul style="list-style-type: none"> ・人権週間、人権集中学習の共通理解 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員会議等で共通理解を図る
12	<ul style="list-style-type: none"> ・人権週間、人権集中学習実施 ・人権教育に視点を当てた授業実践 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権教育に視点を当てた指導案の作成、授業研究
1	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者向け「人権だより」発行 	<ul style="list-style-type: none"> ・共通理解を図った後、保護者に配布
2	<ul style="list-style-type: none"> ・本年度の活動の点検評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・成果と課題の把握
3	<ul style="list-style-type: none"> ・本年度の評価についての話し合い ・次年度の計画立案 	<ul style="list-style-type: none"> ・成果と課題を職員会議等に提示 ・次年度の計画を立案・検討・提案

(3) 人権教育の構造的指導について

学校における人権教育は、全体計画、年間指導計画に基づき、全教育活動を通じて、構造的指導に留意して進める必要がある。

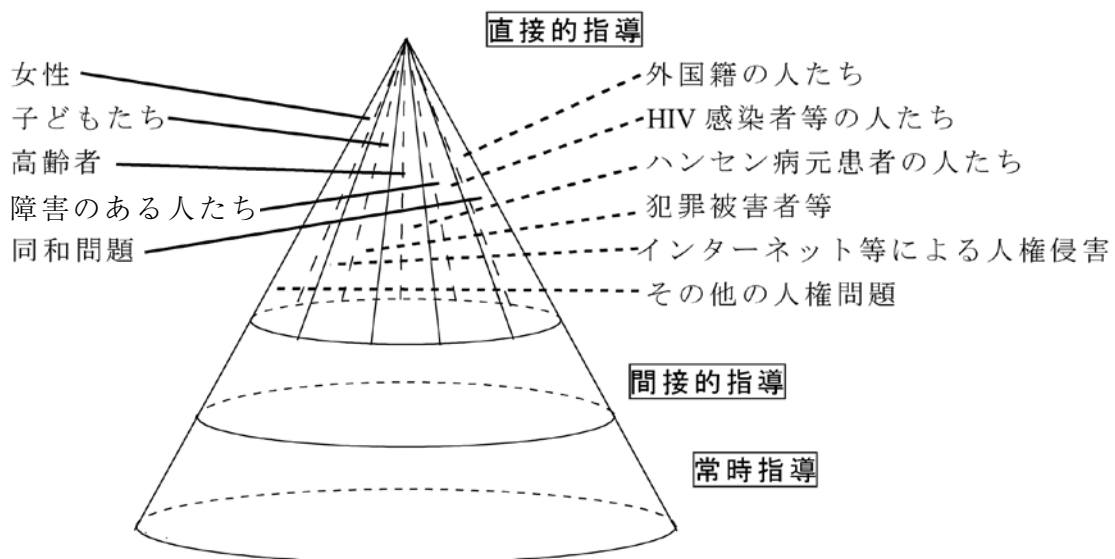
構造的指導には、「常時指導」、「間接的指導」、「直接的指導」の3つがある。

「常時指導」では、日常の学級経営や生徒指導をはじめ、給食、清掃、休み時間など、児童生徒が学校で過ごすすべての時間において、お互いを大切にする指導を行い、児童生徒一人一人のよさが認められ、ともに生きているという実感がもてるようにする。また、教室環境や言語環境を整備し、温かい雰囲気づくりに努める。この指導では、教師は人権感覚を高め、人権尊重の態度で児童生徒に接する必要がある。なお、この指導は人権教育の基盤をなすものである。

「間接的指導」では、各教科・領域において、一人一人が人権を尊重した生き方ができるために必要な能力・態度を育成するため、相手の人格を尊重しながら自分の思いや考えを伝えることのできるコミュニケーション能力、科学的・合理的なものの見方・考え方、様々な人間関係の問題を相互の立場に立って考え解決する力等を指導する。この指導では、各教科・領域の内容と人権教育の目標、内容との関連を常に意識して指導する必要がある。

「直接的指導」では、各教科・領域において、人権の意義や重要性及び人権問題について科学的・合理的な理解と認識を深め、人間としての生き方を指導する。この指導では、人権問題を正しく理解し、人権を尊重する社会を築こうとする意欲と態度の育成に留意する必要がある。

人権教育の構造的指導

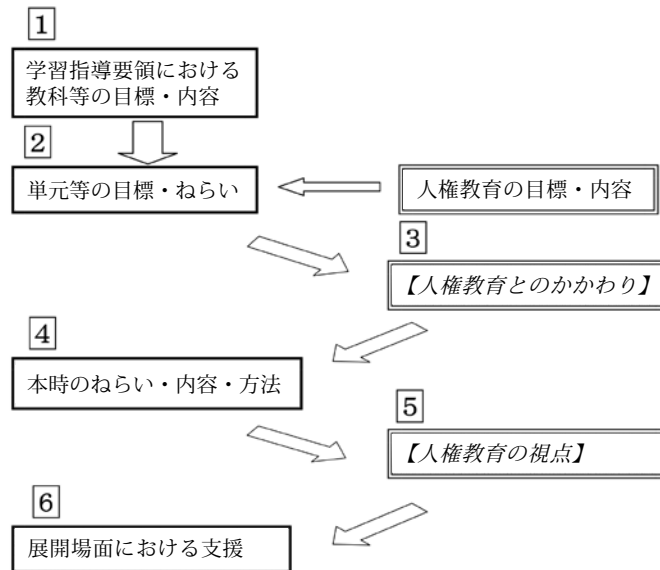


(4) 人権教育に視点を当てた学習指導案

ア 学習指導案の記述について

各教科・領域等の特性に応じ、年間指導計画に基づき、学習指導案に「人権教育とのかかわり」、「人権教育の視点」を位置付けることにより、各教科・領域等の目標と人権教育で育成する5つの能力・態度（感性・知性・技能・判断力・実践力）との関連が明確となり、人権教育の目標が達成されることとなります。

学習指導案の作成に当たっては、次の①→⑥のプロセスに従い、記述します。



○「人権教育とのかかわり」

学習指導案には各教科・領域等の学習指導要領に基づき、単元・題材等で指導すべき目標や内容が書かれます。それらと、人権教育の目標や内容とを比べ、単元・題材等をとおして、人権教育のどのような事項を指導するかを記述したものが「人権教育とのかかわり」です。また、人権教育で育てたい5つの能力・態度（感性・知性・技能・判断力・実践力）の観点からも記述されます。ただし、単元等の目標及び内容から、いつも5観点すべてではなく、必要に応じて記すこととなります。

・「人権教育とのかかわり」の記述に当たっての段落構成

- 第一段落：【問題把握】人権一般及び人権問題の現状について記述。
- 第二段落：【必要性・意義】現状の問題を解決するために、小学校（低・中・高学年）及び中学校・高校段階では、どのような方向から学習していく必要があるか。また、意義があるかについて記述。
- 第三段落：【学習内容、手だて】学習の必要性・意義から、どのような学習内容を組み、どのような手だてを講じるかについて記述。

○「人権教育の視点」

本時における「人権教育とのかかわり」を具体的に記したものが「人権教育の視点」です。本時のねらい、内容及び方法が、人権教育で育てたい5つの能力・態度とどのように関連し、また、展開部分では、どのように指導・支援として生かされるかを記述します。さらに、児童生徒及び環境等の人権上の配慮等も記述します。

イ 人権教育で育てたい能力・態度（校種別）

人権教育の目標「児童生徒が、その発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解するとともに、[自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること]ができるようになり、それが、様々な場面等で具体的な態度や行動に現れるようにすること」を達成させるため、児童生徒の発達段階に応じて、次の5つの能力・態度を育成する。

校種 観点	小学校	中学校	高等学校
【感性】	自他の生命の尊さに気づき、自分だけでなく他の人を大切にすることに共感する。	自己を理解し、自尊感情を高め、身近な人権問題に気づき、共感する。	自尊感情を高め、共に生きる喜びや差別に対する憤りに共感する。
【知性】 (知的理解力)	人権を尊重することの大切さを理解する。	人権に関する基礎的内容（人権の意義、権利や義務、主な人権課題等）を理解する。	人権の概念や様々な人権課題について理解する。
【技能】	集団生活のルールや社会規範を学び、人間関係づくりの基礎を身に付ける。	権利を行使するにあたって、人間関係能力にかかわるスキルを身に付ける。	感性や得られた知識を態度化するためのスキルを身に付ける。
【判断力】	他者の考えや情報を踏まえ、自分の考えを整理し、物事の善悪を公正・公平に判断する。	権利と義務の関係を正しくとらえ、物事を公正・公平に判断する。	偏見・差別の不当性を科学的・合理的に見きわめ、物事を公正・公平に判断する。
【実践力】 (実践意欲・態度)	互いのよさや違いを認め、生活の中の問題点に気づき、生活を向上させようとする。	人権尊重の意識を持ち、身近な人権問題を解決しようとする。	主体的に人権にかかわる課題を解決し、人権尊重社会を実現しようとする。

ウ 学習指導案の例

生活科学学習指導案（人権一般（生命の尊重））

I 単元名 いきものともだち「ウサギともだち」

II 単元について

この時期の児童は動物に興味・関心を示し、かかわり合うことを喜ぶ。しかし、最近の生活環境の変化の中で、動物へのかかわりの機会が減ってきている。そのことは、命の営みに具体的に接する機会の減少にもなっている。

そこで、本単元では動物とかかわり合ったり、動物の生命の営みに気付いたりできるように学校飼育のウサギとのふれあいを行う。児童はウサギとふれあう中で、どのようにかかわることがよいかを体験的に学ぶことができる。また、獣医の支援を受け、自分やウサギの心音を聴き、ウサギも自分たちと同じように生命があることを実感できる。

本単元を通して、児童は生命あるものに親しみをもち生命を尊重する態度を育成することができ、また、ウサギの気持ちを考えた世話やウサギへのかかわり方を通して相互の立場を尊重することを学ぶことができる。

III 目標及び評価規準

1 目標 ウサギとかかわり、ウサギが生命をもっていることに気付き、生き物を大切にしようとする。

2 評価規準

【生活への関心・意欲・態度】 ウサギと遊んだり、世話をしたりしようとしている。

【活動や体験についての思考・表現】 ウサギが喜ぶ接し方を考え、ふれあいの様子をその子なりの方法で表現している。

【身近な環境や自分についての気付き】 ウサギとのふれあいを通して、ウサギが自分と同じように生命をもっていることに気付く。

IV 人権教育とのかかわり

近年、青少年の暴力事件やいじめ問題などが顕在化し、生命を軽視する風潮がみられる。これらの一因として、生活体験不足や他人への思いやりの欠如などが考えられる。低学年段階では、生き物を愛護する態度を育て、生命を尊重する態度をはぐくんでいけるような、直接体験を取り入れた学習を進める必要がある。

そこで、本単元では、専門的立場から支援を受けられる獣医を招き、ウサギとふれあうことで、ウサギと人間との共通性に気付かせたり、ウサギの温かさを感じたりすることを通して、ウサギの生命を実感できるようにする。さらに、児童は獣医から学んだり、グループで活動したりしながら、自分本位の見方から相手の立場に立った見方も学んでいく。

【育てたい能力・態度】

○感性：小動物とふれあう直接体験を通して小動物も自分たちと同じように生命があることに気付く。

○知性：小動物とのふれあいや外部の人、グループの活動を通して、新たなものや周囲へのかかわりについて自信が生まれ、自分自身の存在を知ることができる。

○技能：小動物のことを考え、小動物の喜ぶ接し方ができる。

○判断力：小動物とのかかわりを通して、生命あるものの存在、生命を大切にするために必要なことを考えることができる。

V 学習計画（6時間計画）

時間	学習活動	評価	評価項目（方法）
1	<第1次>ウサギと遊ぶ。	関	ウサギに関心をもって遊んだりかかわったりしようとしている。（行動観察、つぶやき、会話）
2	<第2次>ウサギの世話の仕方を話し合う。	思	ウサギが喜ぶ接し方を考えている。（行動観察、会話、問いかけ、発表）
1	<第3次>獣医の支援を受けウサギに優しく接し、ウサギの心音を聴く。（本時）	気	ウサギにも生命があることに気付く。（行動観察、つぶやき、会話、カード）
2	<第4次>ふれあった活動を絵や文に表したり獣医へ手紙を書いたりする。	思	ウサギ、獣医とのかかわりを自分なりの方法で表現している。（発表、問いかけ、絵や文）

VI 本時の学習

- 1 **ねらい** ウサギに触ったり心音を聴いたりしながら、ウサギが生命をもっていることを実感する。
- 2 **準備** ・教師：シート、キャベツの葉・獣医：聴診器、ティッシュ、タオル等
ウサギは学校飼育のウサギと獣医持参のウサギを使う。
- 3 **人権教育の視点**
 - 感性：ウサギの心音を聴きながら、ウサギが生命あるものと実感する。
 - 技能：ウサギを抱いたり、心音を聴いたりしながら優しくウサギにかかわれる。
- 4 **展開** T1・T2：(担任)、T3：(獣医6人)、T4：(獣医アシスタント6人)

過程	学習活動 (体育館)	時間	学習活動への支援及び留意点	
			T1・T2	T3・T4
つかむ	1 課題把握 (全体) ○獣医の紹介を受け、ウサギと獣医への関心を高める。	5	<ul style="list-style-type: none"> ・獣医を紹介する。 ・獣医の支援を受けられる安心感を伝える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自己紹介をして、児童に安心感をもたせる。
見つける・学び合う	2 獣医による説明 (全体) ○獣医からウサギの正しい抱き方、聴診器の使い方を教わる。 (ウサギ) ・後ろから優しく抱く。 (聴診器) ・大声を出さない。	35	<ul style="list-style-type: none"> ・T1：全体を見る。 ・T2：主に配慮を要する児童を担当。 「みなさんが楽しみにしていた動物のお医者さんです。専門の先生だから安心して教えていただけます。」 	<ul style="list-style-type: none"> ・ウサギの性質や怖がらない抱き方を教える。・聴診器の使い方を教える。(正しい使い方は自分の耳を守る。)
	3 ウサギとのふれあい (グループ) ○ウサギに優しくふれたり、ウサギを抱いたりする。 ・ウサギの体温 ・触った感触 ○獣医から教わった聴診器の使い方、自分や友達の心音を聴く。 ○獣医の支援を受けながら、ウサギの心音を聴く。 ・ウサギの心音と自分の心音を比べる。 「あっ、ウサギにも 心臓があったぞ。」		<ul style="list-style-type: none"> ・グループは獣医の数に合わせる。 ・ウサギの体温、ウサギに触った感触を確かめさせる。【技能】 ・怖がっていた児童がウサギに触れたり心音を聴いたりできたら賞賛し、自信をもたせる。【技能】 ・活動の途中でキャベツの葉をウサギに与え 児童の関心を持続させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各グループに獣医、アシスタントを配置する。 「ウサギの心臓はここにあるよ。」 「どんな音が聴こえるかな。」 ・ウサギの心音を聴けない児童に聴診器を当てる位置を教え、心音を聴かせる。【感性】
	○獣医へ質問する。 ・グループ担当の獣医へ質問する。		<ul style="list-style-type: none"> ・質問は、活動中に行う。担当獣医に質問させる。内容は本時に関する内容にする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・質問には簡潔に答えるようにする。
振り返る	4 ウサギとふれあった感想 (体) ○自由に感想を発表し合い、本時の学習を振り返る。	5	<ul style="list-style-type: none"> ・学習の振り返りになるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の感想を聴き児童への励ましを行う。

評価項目【身近な環境や自分についての気付き】

ウサギとの実際のふれあいを通して、自分と同じようにウサギにも生命があることに気付くことができたか。(児童の表情・言動)

(5) 人権集中学習の参考例

平成〇〇年度 人権集中学習の指導計画について

〇〇中学校

1 趣旨

人権尊重の精神に基づき、人権の概念や人権課題について理解を深めるとともに、かけがえのない生命を尊重し、自分とともに他の人の大切さを認め合いながら、人権が尊重される社会を実現しようとする実践力を育てるために人権集中学習を実施する。

2 実施期間

平成〇〇年11月27日～12月10日
(12月10日は人権デー)

3 実施内容

校長講話、教頭講話、各教科、道徳、学級活動等の授業実践、人権に関するビデオ視聴、悩みアンケート、人権標語・ポスターの作成等

4 実施計画

- ① 校長講話 全校朝礼 「人権集中学習にあたって」 11月27日
- ② 教頭講話 全校朝礼 「人権集中学習を終えて」 12月10日
- ③ 担任は、人権尊重に関する内容の道徳や学級活動の授業（人権にかかわる重要課題について）を行う。（「人権教育とのかかわり」「人権教育の視点」を明記した指導案を作成）
ねらいや資料については学年で統一し、展開については学級の実態に応じて行う。
〔資料について〕
・道徳…副読本、人権尊重に関する資料等の活用
・学級活動…「共に生きる」の活用
- ④ 副担任は、自分の担当する教科で、人権教育に視点を当てた授業を行う。（「人権教育とのかかわり」「人権教育の視点」を明記した指導案を作成）
- ⑤ 研究授業
〇12月 1日 第5校時 2年1組 〇〇教諭 道徳
事前検討会を実施し、指導案や授業内容の充実を図る。また、校内研修として参観の後、授業研究会を実施する。
- ⑥ 人権に関するビデオ視聴と事後指導
ビデオ視聴後、生徒全員に感想を書かせ、代表者を集会や全体の前で発表させることにより意識の高揚に努める。
- ⑦ 悩みアンケートの実施
全生徒に対して悩みアンケートを実施し、生徒が困っていること、悩んでいること等を把握し、指導に生かす。
- ⑧ 人権標語・ポスターの作成
各学級ごとに人権標語・ポスターを作成させ、全員の作品を掲示し、全校への啓発活動の一環とする。
- ⑨ まとめ
教職員による評価や生徒の意見、感想等をまとめ、次年度の計画に生かす。

(6) 教職員の人権感覚について

人権感覚チェックリスト ～見直してみましよう あなたの人権感覚～	
朝の会 (SHR)	授 業
1. 欠席や遅刻を早めに把握し、対処していますか。 2. 遅刻した児童生徒や前日に欠席・早退した児童生徒に言葉かけをしていますか。	1. 授業の開始、終了時刻を守っていますか。 2. 空席の児童生徒の確認をしていますか。 3. 誰もが設備・器具等を公平に使えるよう配慮していますか。 4. 教師の期待とずれた児童生徒の答えの発言を尊重しようとしていますか。また、「どうしてこんなことができないのか」などと言っていませんか。 5. 児童生徒に失敗があった時、失敗を笑う者がいたら黙認せず、注意していますか。
交 友 関 係	
1. 児童生徒の交友関係を把握していますか。 2. 仲間はずれや嫌がらせ、暴力などを把握し、すぐに対処していますか。	
給 食	児童生徒に接する時
1. 「いただきます」「ごちそうさま」など食材になった動植物の生命や調理した人への感謝の言葉をしっかりとさせていますか。 2. 配膳や片づけ等でいやな思いをする生徒がないように気を配っていますか。	1. 一人一人の顔を見て、名前に敬称を付けて呼んでいますか。 2. 児童生徒同志の相手を罵倒する言葉や暴言、あだ名を見過ごし、黙認していませんか。 3. 児童生徒の話を親身に聞いていますか。 4. 児童生徒を指導する際、人格を否定するような注意をしていませんか。 5. 失敗が多い児童生徒を先入観で悪く評価してしまうことはありませんか。 6. 兄弟と比べて、ほめたりけなしたりしていませんか。 7. 児童生徒の欠点を見つけようとせず、よさに目を向けるように努力していますか。 8. 失敗した児童生徒のことを、他の学級で例として話してはいませんか。 9. 「がんばれ」ではなく「がんばっているね」などと生徒の努力を認める言葉がけに心がけていますか。
清 掃	
1. 清掃時間が始まったら素早く担当場所へ行き、一緒に清掃を行っていますか。 2. いつも楽な仕事ばかりしている児童生徒や、大変な仕事を押しつけられている児童生徒がないように気を配っていますか。 3. 教室や廊下の黒板や掲示物に落書きはないか気をつけていますか。	
帰りの会 (SHR)・放課後・部活動	そ の 他
1. 明日の意欲につながるような言葉がけをしていますか。 2. 部活動で、行き過ぎた上下関係はないか気をつけていますか。 3. 部活動で失敗した生徒を指導する際、生徒の人格を否定するような叱り方や自信を失わせるような叱り方をしていませんか。	1. 文書や懇談会などで使う言葉について配慮していますか。 2. 個人情報の管理はしっかりできていますか。

2 社会教育・家庭教育

(1) 指導者養成の参考例

ア 指導者養成講座

回	学習内容	方法・教材	場	時	講師・助言
1	人権について	講義	公民館等の社会教育施設	2.0	大学、行政、関係機関、NPO法人などに依頼
2	人権を考える	参加体験型学習		2.0	
3	女性の人権	講義又は参加体験型学習		2.0	
4	子どもたちの人権	講義又は参加体験型学習		2.0	
5	高齢者の人権	参加体験型学習		2.0	
6	障害のある人たちの人権	参加体験型学習		2.0	
7	同和問題	講義及び参加体験型学習		2.0	
8	外国籍の人たちの人権	参加体験型学習		2.0	
9	インターネット等による人権侵害 (必要に応じてその仕組み、特徴、 長所短所、個人情報管理)	講義		2.0	
10	HIV感染者等やハンセン病元患者 の人たちの人権	講義及び参加体験型学習		2.0	
11	上記以外の人権問題（犯罪被害者 等、アイヌの人々を含めた様々な 人権問題）について	講義		2.0	
12	講座のまとめ	意見交換		2.0	

イ 指導者養成として

《ファシリテーター養成講座 プログラム例》

テーマ	主な内容	講師・ファシリテーター
人権についての理解	人権一般、重要課題	外部講師等を依頼
ファシリテーターについて	心構え、ノウハウ	外部講師等を依頼
人権感覚・人権意識を高めるワーク ショップについて	様々なアクティビティの体験と 参加体験型プログラムの作成	事務局又は外部講師等を依頼
プログラムづくり	オリジナルを作る	事務局又は外部講師等を依頼
ファシリテーターの条件について	心の面、技術の面、その人「らしさ」の面	外部講師等を依頼

(2) 啓発活動の参考例

啓発活動	主 な 内 容
集会・大会	講演会と人権に関する表彰（募集した作文、標語、人権ポスター等）などを行う。
フェスティバル	他部局とも連携し、啓発グッズ配布や啓発作品（標語、ポスター等）の展示、啓発コーナーの設置（集中して取り上げたい内容を扱う）を行う。
交流会の開催	他部局とも連携し、高齢者・障害者等との交流会を開催する。
映画・ビデオ等の上映会	地域の実情等を踏まえて、作品を選び、実施する。他部局の事業と連携して実施するなどの工夫もしていく。
「広場又は人権コーナー」の開設	公共施設等を利用して、人権に関する展示や掲示等を行う。
図書の紹介等	人権に関する図書の紹介等を行う（図書館と連携し情報の提供も行う）。
リーフレット	地域の実情等を踏まえて、募集した標語、人権ポスターを活用して作成し配布する。
ポスター	募集した標語、人権ポスターを活用して作成し、掲示・配布する。
冊子	国・県の方針等を念頭におき地域の実情等を踏まえ、募集した作文、標語、人権ポスターを活用して作成し配布する。
カレンダー	募集した標語、人権ポスターを活用して作成し、掲示・配布する。
広報紙の活用	定期的又は特集で人権及び人権教育の内容を掲載する。
Web ページの作成	広報紙掲載の人権記事と関連させながら、人権及び人権教育の内容を掲載する。常に新しい情報の提供に努める。特に、インターネット等による人権侵害については取り上げて、その防止につなげていく。
人権に関する相談への対応	他部局や関係機関とも連携し、窓口を開設したり、紹介事務を行ったりする。

關 連 資 料

II 関連資料

1 世界人権宣言（仮訳文）（1948年12月10日国連総会採択）

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上を促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第一条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第二条

1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。

第三条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第四条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第五条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第六条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第七条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第八条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第九条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第十条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第十一条

1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。

2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第十二条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第十三条

1 すべて人は、各国の境界内において自由に移動及び居住する権利を有する。

2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

2 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）

（目的）

第1条

この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第2条

この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

（基本理念）

第3条

国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

（国の責務）

第4条

国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第5条

地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第6条

国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（基本計画の策定）

第7条

国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

（年次報告）

第8条

政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

（財政上の措置）

第9条

国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附則

（施行期日）

第1条

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

（見直し）

第2条

この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

※下線部については、本基本方針決定当時の部落史の見方であり、現在では新しい見方になっています。

3 群馬県同和教育の基本方針

昭和47年3月6日群馬県教育委員会決定

学校教育、および、社会教育における同和教育の中心的課題は、法のもとにおける平等の原則にもとづき、社会の中に根づよく残されている不合理な部落差別をなくし、基本的人権を尊重する精神を貫くことである。

このためには、すべての国民が、同和問題を正しく理解し、国民的課題としてとらえ、その早急な解決に努めなければならない。

したがって、同和教育は同和地区を有する市町村に限定することなく、同和地区に直接関係のない市町村においても市町村の実態に即して、積極的にあまねく推進されなければならない。

以上の観点に立って、次の事項にもとづき同和教育を推進する。

1. 憲法と教育基本法の精神にのっとり、基本的人権尊重の教育を正しく実現させ発展させる。
2. 同和地区をもつ学校の教育的諸条件を整備し、同和教育の積極的推進につとめる。
3. 同和地区における社会教育的諸条件を整備し、同和教育の積極的推進につとめる。
4. 同和教育を推進するため、同和問題に関する深い認識と理解と実践力とを身に付けた熱意ある指導者の育成につとめる。
5. 県教育委員会は、市町村教育委員会における同和教育が、積極的に推進されるようつとめる。この方針の実施にあたっては、公教育としての主体性を守り、学校教育と社会教育の連携を図るとともに、関係諸機関、諸団体との提携を密にし、その総合的な推進につとめる。

○群馬県同和教育の基本方針の解説

本基本方針は、県教育委員会が同和教育の推進を図るため、県教育長の諮問機関である群馬県同和教育推進協議会に対し、「同和教育の基本方針の策定は如何にあるべきか」を諮問し、その報告を得、策定されたものである。

策定の経緯については、昭和45年に基本方針にかかる諮問をうけて以来、3か年に及ぶ実態調査と研究協議を重ね、教育長にその報告を行い、昭和47年3月に県教育委員会が決定したものである。

次に、基本方針の大事な点を記述する。

①「社会の中に根強く残されている不合理な部落差別」について

憲法に基本的人権が保障されているにもかかわらず部落差別が現存しているということ。そして、また部落差別は、結婚・交際等の問題にも及んでいるという根深いものであることを見抜く人権感覚をもつことが大事である。

②「同和教育は、同和地区を有する市町村に限定することなく、同和地区に直接関係のない市町村においても市町村の実態に応じて……」について

記述の中に三点の大事な点が含まれている。

ア、「同和教育は、同和地区を有する市町村に限定することなく、同和地区に直接関係のない市町村においても」について

同和教育の推進は、同和地区をもつ市町村で行えばよい、同和地区を有しない市町村は関係がないという考え方をもちやすい。

そこで、基本方針は、次の観点から上記の考え方をなくすため、本文が明記されている。

(ア) 部落差別は、近代封建制度確立の過程において、時の為政者によってつくり

出された身分階層構造に基づくものである。

したがって、同和問題の解決は、同和对策審議会答申に明示している「行政の責務、国民的課題」としてとらえ解決しなければならない。

- (イ) 我が国は、国際社会の中で民主主義国家として自他ともに任じている中にあって同和問題があるということは、基本的人権が十分に保障されていないことである。早急な解決を図るためには、あらゆる教育の場で同和教育が推進されなければならない。部落差別の根強さを思慮するとき1地区1市町村の同和教育の実践だけでは同和問題の根本的解決は図れない。

イ、「実態」について

教育の場で実態という語は、よく使われているが、同和教育で使用する実態の意味は以下のとおりである。

- a. 同和地区の有無
- b. 差別心の存在
- c. 同和教育に対する意識

の3点に集約されるが、とくにbが極めて大事であり、次のことに配慮したい。

- 地域住民が同和問題についてどのような理解や認識をもっているか。
- 同和教育について地域住民がどのような考え方や期待、願いをもっているか。
- 同和問題に対する児童・生徒の意識は、どんな実態か。
- 同和地区に対する住民の差別意識は、どんな実態か。

ウ、「実態に即して」について

同和教育の実践は、地域の実態に即応することが極めて大事である。実態をふまえない同和教育は、人権尊重を旨とする同和教育が人権侵害の教育にもなりかねない。

具体例によって示すので思慮されたい。

- a. 本県においては、「どこが同和地区か」などの指導はしないという基本方針ができてきている。

学校における同和教育の実践は、日常の生活の中で、差別を見抜く科学的・合理的なものの見方・考え方を育てるとともに、人間を大切にしようとする生活習慣や態度を養い、差別をなくそうとする実践力をもった児童・生徒を育成することにある。

したがって、「どこが」、「だれが」などの事項をとりあげることがねらいではなく、同和問題を今日的課題として理解させ、一日も早く差別の解消を図ることこそより重要なことなのである。

- b. 指導を進める段階で部落差別そのものにかかわっての発言があった場合には、個人指導など適切な指導をすることが大事である。
- c. 実態は、変化しているものであることを指導者自身がよくわきまえて同和教育の推進にあたるべきである。

③「この方針の実施にあたっては、公教育の主体性を守り」について

部落差別の解消を果たす同和教育の実践は、公教育の主体性を堅持し、「教育の中立性」を守ることが大事である。

また、同和教育と政治運動や社会運動の関係を明確に区別することも大事である。

4 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

目次

第一章	総則（第一条—第十条）
第二章	いじめ防止基本方針等（第十一条—第十四条）
第三章	基本的施策（第十五条—第二十一条）
第四章	いじめの防止等に関する措置（第二十二条—第二十七条）
第五章	重大事態への対処（第二十八条—第三十三条）
第六章	雑則（第三十四条・第三十五条）
附則	

第一章 総則

（目的）

第一条

この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。
- この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

（基本理念）

第三条

いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

- いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

（いじめの禁止）

第四条

児童等は、いじめを行ってはならない。

（国の責務）

第五条

国は、第三条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第六条

地方公共団体は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(学校の設置者の責務)

第七条

学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

(学校及び学校の教職員の責務)

第八条

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(保護者の責務等)

第九条

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

- 2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとする。
- 3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。
- 4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

(財政上の措置等)

第十条

国及び地方公共団体は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 いじめ防止基本方針等

(いじめ防止基本方針)

第十一条

文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。

- 2 いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
 - 二 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項
 - 三 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

(地方いじめ防止基本方針)

第十二条

地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

(学校いじめ防止基本方針)

第十三条

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(いじめ問題対策連絡協議会)

第十四条

地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

- 2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 前二項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

第三章 基本的施策

(学校におけるいじめの防止)

第十五条

学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

- 2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

(いじめの早期発見のための措置)

第十六条

学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。
- 3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。
- 4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

(関係機関等との連携等)

第十七条

国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上)

第十八条

国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教員の養成及び研修の充実を通じた教員の資質の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教諭、養護教諭その他の教員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じるものの確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずるものとする。

- 2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。

(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進)

第十九条

学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組を支援するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努めるものとする。
- 3 インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた児童等又はその保護者は、当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）第四条第一項に規定する発信者情報をいう。）の開示を請求しようとするときは、必要に応じ、法務局又は地方法務局の協力を求めることができる。

(いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等)

第二十条

国及び地方公共団体は、いじめの防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究及び検証を行うとともに、その成果を普及するものとする。

(啓発活動)

第二十一条

国及び地方公共団体は、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

第四章 いじめの防止等に関する措置

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第二十二条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(いじめに対する措置)

第二十三条

学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

- 2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。
- 3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。
- 4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

- 5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

(学校の設置者による措置)

第二十四条

学校の設置者は、前条第二項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

(校長及び教員による懲戒)

第二十五条

校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。

(出席停止制度の適切な運用等)

第二十六条

市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第三十五条第一項(同法第四十九条において準用する場合を含む。)の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

(学校相互間の連携協力体制の整備)

第二十七条

地方公共団体は、いじめを受けた児童等といじめを行った児童等が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。

第五章 重大事態への対処

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第二十八条

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(国立大学に附属して設置される学校に係る対処)

第二十九条

国立大学法人(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下この条において同じ。)が設置する国立大学に附属して設置される学校は、前条第一項各号に掲げる場合には、当該国立大学法人の学長を通じて、重大事態が

- 発生した旨を、文部科学大臣に報告しなければならない。
- 2 前項の規定による報告を受けた文部科学大臣は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、前条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
 - 3 文部科学大臣は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る国立大学法人又はその設置する国立大学に附属して設置される学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第六十四条第一項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

(公立の学校に係る対処)

第三十条

- 地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。
- 2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
 - 3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。
 - 4 第二項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。
 - 5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第二項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(私立の学校に係る対処)

第三十一条

- 学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、重大事態が発生した旨を、当該学校を所轄する都道府県知事（以下この条において単に「都道府県知事」という。）に報告しなければならない。
- 2 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
 - 3 都道府県知事は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校法人又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、私立学校法第六条に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。
 - 4 前二項の規定は、都道府県知事に対し、学校法人が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

第三十二条

- 学校設置会社（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を通じて、重大事態が発生した旨を、同法第十二条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長（以下「認定地方公共団体の長」という。）に報告しなければならない。
- 2 前項の規定による報告を受けた認定地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
 - 3 認定地方公共団体の長は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校設置会社又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、構造改革特別区域法第十二条第十項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 4 前二項の規定は、認定地方公共団体の長に対し、学校設置会社が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。
- 5 第一項から前項までの規定は、学校設置非営利法人（構造改革特別区域法第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人をいう。）が設置する学校について準用する。この場合において、第一項中「学校設置会社の代表取締役又は代表執行役」とあるのは「学校設置非営利法人の代表権を有する理事」と、「第十二条第一項」とあるのは「第十三条第一項」と、第二項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と、第三項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と、「学校設置会社」とあるのは「学校設置非営利法人」と、「第十二条第十項」とあるのは「第十三条第三項において準用する同法第十二条第十項」と、前項中「前二項」とあるのは「次項において準用する前二項」と読み替えるものとする。

（文部科学大臣又は都道府県の教育委員会の指導、助言及び援助）

第三十三条

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十五条の四第一項の規定によるほか、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県の教育委員会は市町村に対し、重大事態への対処に関する都道府県又は市町村の事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。

第六章 雑則

（学校評価における留意事項）

第三十四条

学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。

（高等専門学校における措置）

第三十五条

高等専門学校（学校教育法第一条に規定する高等専門学校をいう。以下この条において同じ。）の設置者及びその設置する高等専門学校は、当該高等専門学校の実情に応じ、当該高等専門学校に在籍する学生に係るいじめに相当する行為の防止、当該行為の早期発見及び当該行為への対処のための対策に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

（施行期日）

第一条

この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

（検討）

第二条

いじめの防止等のための対策については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

- 2 政府は、いじめにより学校における集団の生活に不安又は緊張を覚えることとなったために相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている児童等が適切な支援を受けつつ学習することができるよう、当該児童等の学習に対する支援の在り方についての検討を行うものとする。

理 由

いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

群馬県人権教育充実指針

平成28年3月改訂
群馬県教育委員会
〒371-8570 前橋市大手町1-1-1
TEL：027-226-4612
